





# 全国労働安全衛生センター連絡会議 第16回総会は 10.1-2 沖縄

全国安全センターの第16回総会は、2005年10月1日(土)14:00-2日(日)12:00、沖縄県那覇市の「沖縄青年会館」で開催いたします。

一日目(10月1日午後)は「職場のメンタルヘルス対策」を中心とした労働安全衛生セミナー形式で、二日目(10月2日午前)に通常の総会議事、及びアスベスト・じん肺問題を取り上げる予定で準備を進めています。現在開発中の安全センター版「メンタルヘルス対策アクションチェックリスト」を活用した取り組みを紹介できたらと考えてもいるところです。ぜひご期待下さい。

会場は、那覇空港より車で10分。モルルールなら那覇空港より旭橋駅で降りて徒歩5分です(宿泊先も同駅1分)。県外からの参加者は、お早めに飛行機等の手配をお願いします。

日時：2005年10月1日(土)14:00～10月2日(日)12:00

会場：沖縄青年会館

〒900-0033 那覇市久米2-15-23 TEL 098-864-1780

(<http://www.okinawakenseinenkaikan.or.jp/>)

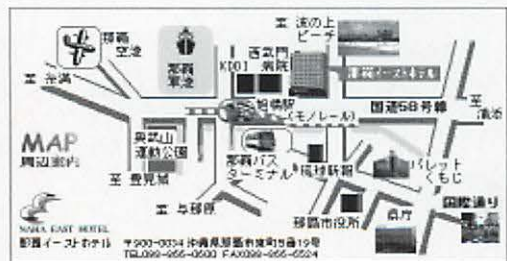
宿泊：那覇イーストホテル

〒900-0034 那覇市東町5-19 TEL 098-866-0600

(<http://www9.ocn.ne.jp/~east-h/>)

参加費：15,000円(資料代・宿泊費・食費込み)

宿泊なしの場合や追加泊については、別途お問い合わせ下さい。



会場の沖縄青年会館は、モノレールで那覇空港より旭橋駅で降りて徒歩5分、宿泊先の那覇イーストホテルも同駅から徒歩1分、国際通り(写真右)まで約5分のところにあります。



## 特集／日本の労働安全衛生

### 労働安全衛生をめぐる状況 2004年→2005年

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 労働災害・職業病の統計データ | 2 |
| 2 労働災害・職業病の発生状況等 | 5 |
| 3 労働安全衛生対策       | 6 |
| 4 労災補償対策         | 8 |

### 統計資料 10

### 2004年度労働基準行政関係通達 46

### 安全センター情報2004年度目次 61

### 全国安全センター規約・規定 57

## 全国安全センター第16回総会議案

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 第1号議案 活動報告と方針案    | 53 |
| 第2号議案 2004年度収支決算案 | 57 |
| 第3号議案 2005年度収支予算案 | 59 |
| 第4号議案 2005年度役員体制案 | 60 |

# 労働安全衛生をめぐる状況

## 2004年→2005年

### 1. 労働災害・職業病の統計データ

わが国の労働災害・職業病の発生状況を理解しようとするとき、利用可能な統計数字とその意味を把握すること自体が容易ではない。

基本的な問題のひとつとしては、本誌が再三指摘してきているように、①労働者死傷病報告書というかたちで事業主が届け出た件数と、②労災保険を給付した件数という、ふたつの異なるソースがあるということがあるのだが、それらに基づくデータの編纂・公表の仕方が事態をより複雑にしている。

一般には、毎年、全国安全週間(7月1-7日)、全国労働衛生週間(10月1-7日)に合わせて発行される「安全の指標」(5月末発行)、「労働衛生のしおり」(7月末発行、いずれも中央労働災害防止協会(中災防)発行)に掲載される統計データが使われることが多いと思われるが、これらのデータですら、その意味が正確に伝えられているとは言い難い。

本誌は、可能な限りのデータの入手・公表・評価を行ってきた点でわが国で唯一の先駆的な役割を果たしてきていると自認している。情報公開法の施行後は、毎年、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示請求することにより、入手できる情報の量がさらに広がった(相変わらず開示請求手続を行わなければ入手できないという致命的な欠陥は変わっていないのではあるが)。

行政の方でも、行政監察に基づく勧告を受けて「労災保険事業年報」が平成12年度版から大幅増頁されたり(2002年9月号2-4頁参照)、厚生労働省のホームページで、「労働災害動向調査」が平成12

(2000)年分以降、「業務上疾病発生状況等調査」の一部が平成16(2004)年分以降から公表されるようになった。

また、中災防安全衛生情報センターがそのホームページで提供する統計情報(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anst00.htm>)に、「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況のデータが追加されたり(<http://www.jaish.gr.jp/information/sokuhou.html>、業務上疾病発生状況を含むここに掲載されるデータは他では見たことがない)、(財)労災保険情報センターのホームページで「労災保険事業の概況」(<http://www.rousai-ric.or.jp/frame/13frame/i1300.html>)として、「労災保険事業年報」の概説部分を掲載するようになっている(ただし、「労災保険財政の概況」—13頁の表3とその解説が中心—の部分は掲載されていない)。

労災保険給付データには、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれるであろうことは想像がつく。

#### ● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数に関するデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」、「遅滞なく」所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされている。また、「休業3日以内」のときは、3か月分をまとめて提出する。(労働安全衛生法施行規則第97条)。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータ



は見たことがない。おそらくは、厚生労働省自身、「休業3日以内」の労働災害がきちんと届け出られてはいないと考えているのではなかろうか。

本誌では、言わば労働災害の総件数に代わる数字として、労災保険の新規受給者数を紹介してきた(表1参照)が、それを意識したのか、「安全の指標」が平成11(1999)年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになった。ただし、こちらは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計を紹介している。業務災害のみの数字は、廃止されてしまった「労災保険労働災害統計年報」でも使われていたが、合計と務災害と通勤災害の内訳が「労災保険事業年報」に示されるようになったのは平成12(2000)年度版からのことである。

これらの数字は、災害発生年度ではなく、労災保険給付の支給年度で集計した数字である。2003年度の労災保険新規受給者は、業務災害542,606人(91.3%)、通勤災害51,386人(0.7%)、合計593,992人(100%)であり、その発生年度別内訳は、2003年度455,590人(76.7%)、2002年度133,592人(22.5%)、2001年度2,845人(0.5%)、2000年度750人(0.1%)、1999年度338人(0.1%)、1998年度以前877人(0.1%)、となっている。(平成15年度版労災保険事業年報)

### ● 死亡災害

死亡者数は、「安全の指標」掲載の数字が最も一般に使われている。この資料出所の記載は、平成12年度版までは「死亡災害報告」、13年版からは「安全課調べ」に変わっているが、同じ数字を載せている「労働基準監督年報」や安全衛生情報センターホームページの「災害速報」でも、資料出所は「死亡災害報告」のままなので、変更はないのだろう。暦年で集計されたもので、業務災害についてのみと考えら

れる。

これによると、2003年の死亡者数は1,628人(暦年・業務災害)であるが、2003年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付支払は3,399件と倍以上になっている。後者の3,399件の内訳は、業務災害3,012件(88.6%)、通勤災害387件(11.4%)。発生年度別では、2003年度1,098件(32.3%)、2002年946件(27.8%)、2001年度231件(6.8%)、2000年度111件(3.3%)、1999年度68件(2.0%)、1998年度以前945件(27.8%)、という内訳である。(平成15年度版労災保険事業年報)

一方、死亡災害報告による2000年の業務災害死亡者数は1,889人であるが、2000年度に発生した業務災害に係る葬祭料支払データをたどると(平成12～15年度版労災保険事業年報)、2000年度1,035件、2001年度687件、2002年度181件、2003年度102件、ここまでの合計2,005件で、死亡災害報告による1,889人よりも多い。(平成17年度版以降では、発生年度が平成12(2000)年以前という項目に含まれてしまうことになると思われる。)

労災保険データから年度別の死亡災害の発生件数を把握するには、5年度分の「労災保険事業年報」をたどるのが現実そうであるが、この合計数と死亡災害報告数との差が、労災保険の方が、退(離)職後死亡や特別加入者の事例を含む(含んでいるかどうか不明解にはされていないのだが)などの相違によるものか、死亡災害の報告漏れによるものなのか、解明しておくにこしたことはないと思われる。

### ● 休業4日以上死傷災害

休業4日以上死傷者数については、状況は一層複雑で、様々なデータが正確な説明なしに示されている状況である。

「安全の指標」は、死亡者数と並べて、暦年の休業4日以上死傷者数データを掲載しているが、資料出所は「労災保険給付データ」と記載されている。

「労働基準監督年報」は、同じ数字を掲載して、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」としており、資料の出所としてはこちらの方が正確なようである。

最近の「労働基準監督年報」は、別の暦年データも掲載するようになっている。何の断り書きもなし

休業4日以上死傷者数			
	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)による	両者の差
1999	141,055	133,948	7,107
2000	139,974	133,948	6,026
2001	140,149	133,598	6,551
2002	132,339	125,918	6,421
2003	132,936	125,750	7,186
2004	132,936	122,804	10,132

に示されているのだが、これは、安全衛生情報センターホームページの「労働者死傷病報告」による暦年データと同じものであることがわかっている。「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものと「労働者死傷病報告」によるものと、休業4日以上死傷者数の、異なるふたつの暦年データが併載されているわけである。

1999年分以降、双方のデータが、安全衛生情報センターホームページで入手可能になっている(前頁表参照)。ここでの労災保険給付データは、通勤災害は含まず業務災害分のみであるが、特別加入者や退(離)職後の分を含んでいるかどうかははっきりしない。いずれにしても、事業主が労働者死傷病報告書を届け出ている件数の方が、毎年6千~1万件も多いという実態は、本来受けられるべき労災保険給付を受けていない事例が多数存在していることを示唆しており、説明が必要であると考えられる。

労災保険の休業補償給付請求権の時効は2年で、遺族補償給付の5年よりは短いものの、休業4日以上死傷災害に係る労働者死傷病報告書の「遅滞なく」よりは長く、当該年度に発生した災害に係る支給決定が翌年度以降になる可能性はある。年度ではなく暦年の発生件数を、迅速に知らせようとしているはずの「安全のしおり」等が、そもそも休業4日以上死傷災害に関しては、なぜ労災保険給付データを用いるのかも疑問ではある。

過去の「労働基準監督年報」や「労災保険労働災害統計年報」では、また別のデータが載っていたこともあるのだが、その解説は2004年7月号に譲る。

### ● 業務上疾病

業務上疾病(職業病)の発生状況は、「業務上疾病調」(暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもの)が最も一般に使われている。「労働衛生のしおり」も、安全衛生情報センターホームページの「災害統計」(資料出所:安全衛生年間)も、また、厚生労働省ホームページの「業務上疾病発生状況等調査」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/r-saigai.html>)も同一のものであると思われる。表4~6において、これを「公表」件数として紹介している。

本誌は従来、これを基本的に労働者死傷病報告書によるものと解してきたが、安全衛生情報センターホームページが、労働者死傷病報告書による業務上疾病発生状況の1999年分以降の暦年データを掲載するようになった(表4~6において、これを「届出」件数として紹介している)。

両者を比較検討すると、「じん肺及びその合併症」や「振動障害」等数字が一致しているものもあるが、一致しないものも少なくない。「腰痛」については、「非災害性」(第3号)として「届出」られた「腰痛」の相当数を「災害性」=「負傷による腰痛」(第1号)に振り替えて「公表」しているのではないかと推察できるのであるが、相違がある部分について、そのような「公表数値の操作?」がなぜ行われているのか、説明されたことはない。

全国安全センターは、業務上疾病の労災補償状況については、1999年度分以降について、情報公開法を使って、「業務上疾病の労災補償に係る統計

## 賛助会員 定期購読のお願い SHC

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。

賛助会費は、個人・団体を問わず、年度会費で、1口1万円以上です。「安全セン

ター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年度会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年1口1万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

● 中央労働金庫田町支店「(普)7535803」

● 郵便振替口座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881



の一切」を開示させるようにしてきている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表10にまとめて紹介してある(表14で、2003年度分の都道府県別データも紹介)。開示請求にあたっては、「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべてを含むこと

としているが、毎年開示されているのは、1～3頁の表記がある3枚の集計表のみである。

平成14、15年度の集計表では、傷病性質コードでは01～12が割り当てられている「負傷(負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)を含む)」のデータも掲載されるようになった。別掲のとおりであるが、これに表10に示した業務上疾病の合計数を加えた数字が何を意味するのか。休業4日以上死傷数の数字のようにも思えるのだが、すでに解説したデータと比べると数字が異なっていて、この意味も不明である。

都道府県労働局コード別の傷病性質コード別労災補償件数を打ち出した「業務上疾病新規支給決定件数集計表」、及び、疾病分類第4号1の化学物質の内訳である「コード47局別、化学物質別」という集計表も開示されている(後者の全国合計数については、26頁の表12にまとめて紹介している)。

なお、開示請求により入手している他の職業病統計としては、非災害性腰痛、上肢障害、職業がんの各分類別の「処理状況」(都道府県別請求、支給決定、不支給決定、の各件数—25頁の表11のデータの一部)、包括疾病に係る労災補償状況調査結果などがある。

また、「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」を開示請求手続によらずに情報提供させ、厚生労働省図書館に納入させるようになった。これには、第1～9号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業が

分類		疾病分類項目	年度	
大	小		2002	2003
		CODE		
			133,643	133,401
		負傷(負傷を伴わない事故を含む。)		
	01	骨折	66,322	66,547
	02	切断	6,098	5,877
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,591	17,138
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,971	19,899
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫滅創を含む。)	19,451	18,847
	06	外傷性の脊髄損傷	658	655
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	385	407
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	3,040	2,900
	12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,127	1,131
一～九		業務上疾病合計(表10参照)	9,045	8,806
		合計	142,688	142,207

ん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等に係る都道府県別データなどが収録されている。この調査は、毎年、補償課長から指示が出されており、調査内容も微妙に変化している。

脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等については、前記補償課長通達とは別に職業病認定対策室長から独自の指示が出されている。各々についての「処理経過報告」を毎年作成・報告させていたが、「事務簡素・合理化の観点から」、2003年度末にこれを廃止して、「処理経過簿」と「集計表」に変えられ(「支援団体等が関与している事案については、備考欄にその旨を記載」という指示は変わらず)、今後、「処理経過簿」の様式を一部改正して本省において電子化(Excelファイル化)していくこととされている。アスベスト関連がん(中皮腫・肺がん)についても、最近新たなデータが公開されている。

いずれにしても、以上が調査している職業病統計の「一切」であるとしても、公表されているデータは、このような指示文書で示された調査内容のすべてを明らかにしているわけではないし、調査内容自体の充実が必要なことは間違いないだろう。

## 2. 労働災害・職業病の発生状況等

厚生労働省が発表した平成16年の死亡災害発生状況によると、2004年に労働災害により死亡した労働者数は1,620人で、前年比0.5%(8人)の減少、7年連続で2,000人を下回った。業種別では、建設業

## 労働安全衛生をめぐる状況

594人(全体の36.7%)、製造業293人(同18.1%)、陸上貨物運送業243人(同15.0%)の順で、この3業種で全体の3分の2以上という状況に変わりはない。

2004年の休業4日以上之死傷災害は122,804人、前年比2.3%(2,946人)の減少で、過去最低記録を更新した。業種別では、製造業31,275人(全体の25.5%)、建設業28,414人(同23.1%)、陸上貨物運送業13,703人(同11.2%)の順で、この3業種で全体の59.8%を占めている。

2004年度は、①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る、②労働災害総件数を20%以上減少させる、③じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る、ことを目標に掲げた第10次労働災害防止計画の2年目に当たる。

労災保険新規受給者数(業務災害+通勤災害)は、2003年度は593,992人と前年に続き60万人台は割ったものの、前年比2.7%(15,763人)の増加。業種別では、「その他の事業」が320,865人(54.0%)と最も多く、次いで建設業62,292人(10.5%)、運輸業35,585人(6.0%)、等となっている。

一般的には、労働災害発生件数の減少傾向が堅持されているようにも見えるが、「労災隠し」の冰山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条(報告等)違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件と増加。2002年は97件であったが、2003年は132件と増加している。

職業病の認定(補償)件数は、2003年度8,806件で前年比2.6%(239件)減少した。そのなかでも、顕著な増加傾向を持続しているのが職業がんであり(表4)、その増加がアスベストによる肺がん・中皮腫によるものであることが明らかである(表8)。災害性(負傷に起因する)疾病、細菌・ウイルス等の病原体による疾病等も増加傾向が見受けられる。また、労災認定基準の改正等による面もあるものの、脳・心臓疾患、精神障害等(表7-1~3)、じん肺合併肺がん(表9、10)も引き続き増加している。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2004年の47.6%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、血中脂質検査、血糖検査、尿検査(糖)、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

厚生労働省は2003年8月に、5年に一度実施されている「平成14年労働者健康状況調査の概況」を発表している(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/saigai/enzen/kenkou02/>)。

これによると、定期健康診断の実施率は、1982年77.5%→1987年79.2%→1992年85.7%→1997年84.8%→2002年87.1%と上昇している。ただし、事業場規模10~29人が84.1%(前回80.6%)と低い。何らかの「健康づくりの取り組み」を実施していると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%。「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%。一方、「喫煙対策」の実施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%と連続して上昇している。

労働者に対する調査では、普段の仕事で「身体が疲れる」労働者の割合が、1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加。自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレス(以下「仕事でのストレス」という。)がある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」35.1%(前回46.2%)が高く、次いで「仕事の量の問題」32.3%(前回33.5%)となっている。

前々回→前回の傾向と前回→今回の傾向が逆転している項目も少なくないわけであるが、この調査では、残念ながらその原因を探れそうな設問をしていない。

なお、「平成15年技術革新と労働に関する実態調査」の統計表が、厚生労働省のホームページに掲載されている([http://www.dbt.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkr\\_13\\_7.html](http://www.dbt.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkr_13_7.html))。

### 3. 労働安全衛生対策



厚生労働省は、第159回時期通常国会に、労働安全衛生法、労災保険法、労働保険保険料徴収法、労働時間短縮促進法を一括して改正する法律案を提出した。主な改正内容は、以下のとおり。

- ① 事業者によるリスクアセスメントの実施
- ② 元方事業者等による作業間の連絡・調整等
- ③ 化学物質等製造・取扱設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置の新設
- ④ 化学物質等に係る表示・文書交付制度の改善
- ⑤ 健康診断実施後の事後措置の改善
- ⑥ 月100時間超残業者への面接指導等
- ⑦ 複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を通勤災害保護制度の対象に追加
- ⑧ 有期事業に係るメリット制の調整幅の最高限度の拡大
- ⑨ 労働時間短縮促進法を労働時間設定改善法に改める

しかしながら、この改正案が成立したあかつきには、郵政民営化法案をめぐる衆議院解散・総選挙という事態になって、秋の臨時国会で継続審議されることとなった。なおこの改正案に対して、衆議院の厚生労働委員会が民主党から、アスベスト関連疾患等の潜伏期間の長い職業病に関する労災保険給付について、消滅時効が完成した場合でも請求することができるように労災保険法を改正する等とする修正案も提出されている。

厚生労働省は、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成14年2月12日付け基発第0212001号—2005年1・2月号参照）及び「事業場における労働者の心の健康問題づくりのための指針」（平成12年8月9日付け基発第522号—2000年10月号参照）を見直し、新たに「事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針（仮称）」を策定する予定である。また、2004年10月14日には、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」（基安労発第1014001号—2004年11月号参照）も策定している。

改正案では、事業者によるリスクアセスメントの実施とそれに基づいて必要な措置を講ずる努力義

務（ただし、危険・有害化学物質に係るリスクアセスメントは製造業等の業種に属する事業者に限る）も課される予定であるが、厚生労働大臣がその措置に関して必要な「指針」を公表し、また、事業者に指導、援助等を行うことができるものとされている。

国による未規制化学物質に対するリスク評価・リスク管理に関しては、2005年6月10日に、「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」が公表されたところである（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/06/h0610-1.html>）。

個人情報保護法の2005年4月1日施行に伴い、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年7月1日—2005年1・2月号参照）、同「解説」（平成17年3月）、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」（平成16年10月29日付け基発第1029009号—2005年1・2月号参照）、「個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針」（平成17年3月25日—2005年4月号参照）等が示されている（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/privacy.html>も参照）。

一方で、2003年度から、2007年度までの5年間で計画期間とする、「第10次労働災害防止計画」（2003年3月24日厚生労働大臣公示）及び「第6次粉じん障害防止総合対策」（2003年基発第0529004号）がはじまっている。

その初年度に重大災害が頻発したことを踏まえて、「大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱」（平成16年3月16日付け基発第0316001号）が策定されたほか、以下の事項等について指示が出されている。

- ・ コーヒー液の抽出工程等における一酸化炭素中毒等の防止（平成16年6月24日付け基安発第0624003号）
- ・ インジウム・スズ酸化物等取扱い作業における当面のばく露防止対策（平成16年7月13日付け基安化発第0713001号）
- ・ 製鉄事業場における化学設備等の定期自主検査等の徹底（平成16年7月16日付け基安発第0716001号）

## 労働安全衛生をめぐる状況

- ・造船業における塗装作業による有機溶剤中毒予防対策の徹底(平成16年8月3日付け基安発第0803002号)
- ・アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止(平成16年9月21日付け基安化発第0921002号)
- ・次亜塩素酸塩溶液と酸性溶液との混触による塩素中毒災害の防止(平成16年11月2日付け基安発第1102003号)
- ・職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項(基発第1208001号・職発第1208001号—2005年3月号参照)
- ・廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止(平成17年1月28日付け基安化発第0128003号—2005年4月号参照)
- ・PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策(平成17年2月10日付け基発第0210005号—2005年4月号参照)
- ・医療機関におけるグルタルアルデヒドによる労働者の健康障害防止(平成17年2月24日付け基発第0224007号)
- ・エピクロロヒドリンの生殖毒性に係る有害性調査の結果及び健康障害を防止するための措置(平成17年3月16日付け平成17年3月16日)
- ・レーザー光線による障害の防止対策(平成17年3月25日付け基発第0325002号)
- ・屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン(平成17年3月31日付け基発第0331017号—2005年6月号参照)

なお、石綿の使用等の原則禁止を導入する改正労働安全衛生法施行令が2004年10月1日に施行され、新たな局面を踏まえた労働安全衛生管理に資することを目的とした、石綿障害予防規則が2005年7月1日に施行された。これにタイミングを合わせたかのように、「アスベスト・パニック」が起り、今なおその渦中にある(54頁も参照)。

2005年7月29日の「アスベスト問題に関する関係閣僚会合」で確認された「アスベスト問題への当面の対応」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/07/tp0729-2.html>等参照)では、「例外的に用いられているアスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進す

るとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する」とされた。「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応」(平成17年7月15日付け基発第0715001号)や「石綿が使用されている建築物等の解体等を行う作業現場に対する監督指導等の重点的な実施」(平成17年7月29日付け基発第0729002号)、「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の揭示」(平成17年8月2日付け基安発第0802003号)など、新たに発出された指示だけでなく、検討中や今後示される可能性のある施策も多い。

一方で、石綿対策全国連絡会議が7月26日に「アスベスト問題に係わる総合的対策に関する提言」を公表したほか(<http://park3.wakwak.com/~banjan/050726teigen.html>)、7月14日に、患者と家族の会から緊急の「要望」(7月28日に改訂、<http://www.chuuhishu-family.net/request/requests20050728.pdf>)とアスベストセンターの「10項目対策の提言」(<http://www.asbestos-center.jp/10proposals.pdf>)も発表されている。

今後の動向に注目していただきたい。

## 4. 労災補償対策

前述のとおり、以下の内容を含んだ労働安全衛生法等の改正案は、継続審議となっている。

- ⑦ 複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を通勤災害保護制度の対象に追加
- ⑧ 有期事業に係るメリット制の調整幅の最高限度の拡大

なお、審議会段階で、「複数就業者に係る給付基礎日額の算定方法の在り方については、…専門的な検討の場において引き続き検討を行うことが適当である」とされている。

また、2003年に閣議決定された規制改革の推進に関する第3次答申を踏まえ、費用徴収の運用について、①現行の「故意又は重大な過失」の要件を見直し費用徴収の対象となる事業主の範囲を拡大する、②出頭、訪問を通じた行政の直接的指導に依らず手続を行わない事業主に対する徴収金価額



を見直すなどの方向で検討を行い、通達の改正を行ったうえで新たな運用について2005年10月を目途に開始する予定とされている。第三者行為災害に係る求償権債権事案のうち回収に困難を伴う事案について、2005年度から法律専門家等に折衝業務等を委託することとしている。

個人情報保護法の施行との関連では、以下のよう指示がなされている。

「従来の情報公開法の取扱いにおいては、開示請求者本人に係る情報が含まれる文書について、存否応答拒否あるいは文書の実質的内容について不開示として一律に取り扱ってきたところであるが、個人情報保護法施行後においては、開示請求者以外の特定個人を識別できるもの等特定の情報を除き、開示請求者本人に係る個人情報については開示を行うこととなる。

このため、従来、個人情報に該当するとして一律に不開示として取り扱ってきた情報について、同法施行後においては、更に慎重な精査・検討を行い、開示・不開示の判断を行っていく必要が生ずるものであり、この点に留意した対応について、関係職員に対する周知及び指導を行うこと。

なお、労災請求事案等に係る行政文書の具体的な開示・不開示等の取扱いについては、法施行後実際に行われる個々の請求事案の集積を待ち検討していくこととしていることから、開示請求等がなされた場合には、当面、本省に協議を行った上で連携を図りつつ対処すること。」

さらに、改正行政事件訴訟法も2005年4月1日から施行されたが、これは、国民が行政訴訟を利用しやすくするための措置として、行政庁が取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分・裁決の相手方に対し、①被告とすべ

き者、②出訴期間、③審査請求前置について書面で教示しなければならないことが新たに行政事件訴訟法に規定されたもので、労災保険給付決定通知書等の様式が変更されている。

(以上は主として、平成17年2月28日付け基労発第0228001号「労災補償業務の運営にあたって留意すべき事項」による。)

一方、「平成17年度地方労働行政運営方針」には、以下のような言及もなされている。

### ● 労災かくしの排除の徹底

労災かくしの排除を徹底するため、労災担当部署や安全衛生担当部署において、労災請求の相談等を通じて労災かくしの疑いのある事案を把握した場合や、虚偽の死傷病報告が発覚した場合などは、速やかに監督担当部署へ情報提供するなど、各部署の密接な連携を図る。

また、労災かくしの排除を期すため、引き続き、的確な監督指導等を実施するとともに、その存在が明らかとなった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

### ● 労災認定等を踏まえた労働災害再発防止対策の推進

労災担当部署においては、労災請求・認定事案について、必要に応じ監督担当部署及び安全衛生担当部署に情報を提供し、各部署においては事案の内容に応じて当該事業場に対して再発防止のための指導等を実施するなど、労働災害防止対策の推進のため、監督担当部署、安全衛生担当部署及び労災担当部署の密接な連携を図る。

また、本省における労災補償部と安全衛生部の協力を強固にし、両部による労災認定事案の分析等により、労働災害の再発防止対策を迅速に確立する。



労災職業病なんでも無料電話相談専用  
フリーダイヤル常設化

0120-631202



# 労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223			24,223
1949	278,011	6,969,233			611,182	35,498	35,498			35,498
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1951	339,622	7,559,066			552,137	60,346	60,346			60,346
1952	372,035	8,057,013			466,612	58,152	58,152			58,152
1953	454,096	9,362,794			521,302	62,550	62,550			62,550
1954	490,829	9,679,288			576,628	66,176	66,176			66,176
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1956	586,470	10,725,210	5,308	360,965	643,709	68,651	68,651			68,651
1957	658,314	12,206,810	5,612	392,578	709,483	75,652	75,652			75,652
1958	700,076	13,011,827	5,368	401,760	706,599	75,940	75,940			75,940
1959	751,019	14,005,085	5,895	435,017	781,354	73,622	73,622		2,639	76,261
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1961	866,241	17,974,571	6,712	481,686	966,133	76,339	76,168	171	966	77,305
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	79,572	79,330	242	903	80,475
1963	879,657	19,481,842	6,506	440,547	1,043,085	74,409	74,198	211	970	75,379
1964	834,539	19,350,157	6,126	428,558	1,097,505	74,459	74,212	247	1,172	75,631
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	1,051	77,316
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	935	76,606
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	1,046	78,572
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	1,076	80,655
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	1,224	76,672
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	1,270	71,389
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,388

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付		新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金			年金	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金	
							計	じん肺	せき損			その他
1947	1,248	1,245	1,245									
1948	4,086	4,045	4,045									
1949	3,815	3,803	3,803									
1950	4,412	4,585	4,585									
1951	5,286	5,303	5,303									
1952	4,771	4,900	4,900									
1953	5,132	5,249	5,249									
1954	5,230	5,304	5,304									
1955	5,010	5,107	5,107									
1956	5,393	5,592	5,592									
1957	5,648	5,820	5,820									
1958	5,097	5,297	5,297									
1959	5,711	5,851	5,851	2,639	2,639	2,639	1,880	759	0			
1960	6,039	6,161	6,161	1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117		
1961	6,500	6,629	6,629	1,137	4,415	4,133	2,890	1,147	96	282		
1962	6,408	6,528	6,528	1,145	5,286	4,771	3,261	1,358	152	515		
1963	6,457	6,629	6,629	1,181	6,197	5,486	3,667	1,595	224	711		
1964	6,070	6,216	6,216	1,419	7,129	6,208	4,034	1,858	316	921		
1965	5,880	6,548	6,548	1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215		
1966	5,920	5,891	1,853	4,038	8,006	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,126	4,038
1967	5,700	6,002	1,295	4,707	9,520	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925	8,727
1968	5,759	6,052	1,317	4,735	9,533	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679
1969	5,712	6,750	1,289	5,461	11,357	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015	19,080
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1971	5,421	7,454	1,805	5,649	11,986	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051	30,321
1972	5,410	7,254	1,968	5,286	11,399	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	11,548	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327



## 労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004			1,620	122,804						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、労働省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は暦年。後者は年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の、1959年度の数字は1960年度当初長期傷病者補償へ移行した者の件数。労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移

年度	合計	CO中毒症	せき損	頭頸部外傷症候群	尿道狭さく	慢性肝炎	白内障等	振動障害	大腿骨頸部骨折等	人工関節等	慢性化膿性骨髄炎	虚血性心疾患等
1967	721											
1970	1,332	614	718									
1975	2,736	1,126	1,266	344								
1980	5,293	1,142	2,398	1,753								
1981	5,186	1,143	2,364	1,679								
1982	5,793	1,179	2,688	1,926								
1983	5,414	1,177	2,452	1,785								
1984	6,942	1,176	3,133	2,633								
1985	6,796	683	3,252	2,861								
1986	7,416	676	3,405	3,335								
1987	10,271	679	4,006	4,775	279	313	219					
1988	11,024	675	4,133	5,207	346	418	245					
1989	14,195	675	4,474	6,054	380	513	691	1,408				
1990	14,438	674	4,597	5,559	401	578	922	1,707				
1991	15,987	673	4,920	6,191	433	645	1,193	1,889	13	30		
1992	16,929	353	5,191	6,507	450	667	1,484	2,025	94	158		
1993	17,248	351	5,124	6,366	443	639	1,650	2,197	202	276		
1994	19,881	264	5,945	7,222	509	787	1,964	2,374	328	488		
1995	21,035	264	6,171	7,446	501	806	2,188	2,469	459	671	60	
1996	23,603	265	7,075	7,801	583	935	2,639	2,628	629	922	126	
1997	24,880	208	7,118	7,956	575	895	3,034	2,751	852	1,131	176	3
1998	27,071	197	7,623	8,664	567	918	3,383	2,758	997	1,266	260	6
1999	29,429	185	7,811	9,204	610	1,237	3,843	2,807	1,181	1,508	289	10
2000	28,666	174	7,768	8,753	578	844	3,647	2,570	1,289	1,674	316	14
2001	31,246	171	8,295	9,213	618	869	4,057	2,567	1,557	2,043	382	19
2002	33,451	170	8,728	9,623	633	844	4,380	2,637	1,804	2,381	404	27
2003	34,797	158	8,967	9,731	632	846	4,668	2,622	1,890	2,678	451	35

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付		新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金			年 金	傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004												

注) 遺族(補償)年金の新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計である。  
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。  
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。  
 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 労災保険財政の将来見通し

位:億円

年度	保険料収入	収入計	保険給付等	支出計	決算上の収支	積立金累計	充足率	必要な積立金
1998	14,339	16,898	9,718	12,853	4,045	65,198	76.0%	85,761
1999	13,338	15,693	9,558	12,448	3,245	68,536	81.7%	83,902
2000	13,301	15,425	9,479	12,406	3,019	71,602	86.1%	83,185
2001	12,729	14,605	9,453	12,341	2,264	73,902	94.0%	78,595
2002	12,185	13,892	9,185	11,979	1,913	75,863	96.8%	78,390
2003	10,407	11,900	9,096	11,530	370	76,283	95.8%	79,624
2007	9,939	11,268	8,998	11,219	49	76,995	95.2%	80,883
2010	9,729	11,519	8,958	11,134	385	77,568	95.5%	81,223
2013	9,332	11,133	8,814	10,903	230	78,420	96.7%	81,069

注) 労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資として、全て財政融資資金へ預託している。  
 平成15年度までは実績。  
 収入計には一般会計からの受入、雑収入、積立金からの受入額を、支出計には事務費、返還金を含む。  
 見通しは、平成16年9月時点の経済情勢等を考慮して、次の前提条件により作成した。  
 ①賃金上昇率は、平成18年度まで0.5%、それ以降1.0%。  
 ②雇用者数は、「労働力人口の推移」(平成14年7月職業安定局)の労働力率等を参考。  
 ③今後の預託金利は、年2.0%。  
 ④今後の労働災害の災害率は、年1.5%で減少。  
 ⑤今後の新規年金受給者数は、年2.0%で減少。  
 必要な積立金の額は、上記を考慮して推計した。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移(続き)

年度	尿路系腫 瘍	脳血管疾 患	有機溶剤 中毒等	外傷によ る末梢神 経損傷	熱傷	サリン中 毒	精神障害
1997	1	16	4	91	63	3	3
1998	36	35	16	220	119	3	3
1999	55	49	20	409	203	4	4
2000	59	69	26	599	274	6	6
2001	60	89	32	901	343	5	25
2002	59	146	33	1,115	424	6	37
2003	64	211	34	1,309	449	7	45

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表4 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
分類	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
合計	219,180	181,351	37,829	20,017	20,936	-919	12,100	38,519	-26,419	9,964	6,836	3,128	36,261	35,698	563
2004	5,370			513			368			295			814		

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による「安全衛生年鑑」も同じ)から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労

表4-2 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
分類	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	4,820	5,388	4,658	395	395	684	794	357	1,727	232	238	200	1,270	1,276	1,385
2000	5,180	5,405	4,344	446	461	718	666	438	1,595	298	323	227	1,172	1,180	1,322
2001	5,466	5,652	4,600	493	517	824	535	381	1,514	255	269	153	982	982	1,148
2002	4,960	5,277	4,650	438	443	754	646	346	1,448	293	297	203	956	956	1,139
2003	5,340	5,861	4,647	435	447	730	876	393	1,281	297	316	196	856	856	1,243

注) 各号の左欄の数字「届出」は「労働者死傷病報告」による(<http://www.jaish.gr.jp/information/>)、中欄の数字「公表」は中央労働災害



表4 業務上疾病の発生状況(続き)

号	6			7			8,9			2~9			1~9		
	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病(2号から9号までの小計)			計		
分類	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1979	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1980	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1981	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1982	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1983	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1984	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1985	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1986	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1987	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1988	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1989	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1990	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1991	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1992	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1993	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1994	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1995	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1996	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1997	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1998	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
1999	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2000	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2001	120	224	-104	3	94	-91	60	533	-473	2,225	4,395	-2,170	7,502	9,045	-1,543
2002	132	136	-4	2	141	-139	48	432	-384	2,194	4,159	-1,965	8,055	8,806	-751
2003	2,154	4,031	-1,877	79	1,649	-1,570	652	6,479	-5,827	81,227	114,148	-32,921	252,392	242,544	9,848
合計	165			1			83			2,239			7,609		

働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表4-2 業務上疾病の発生状況(続き)

号	6			7			8,9			2~9			1~9		
	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病(2号から9号までの小計)			計		
分類	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	110	111	132	1	1	61	51	51	122	2,853	2,429	4,311	7,673	7,817	8,969
2000	215	215	159	0	0	72	59	61	146	2,856	2,678	4,239	8,036	8,083	8,583
2001	105	105	157	1	1	86	73	77	259	2,444	2,332	4,141	7,910	7,984	8,741
2002	107	120	224	3	3	94	99	60	533	2,542	2,225	4,395	7,502	7,502	9,045
2003	118	132	136	2	2	141	131	48	432	2,715	2,194	4,159	8,055	8,055	8,806

防止協会「労働衛生のしおり」による(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/>)、右欄の数字「補償」は「労災保険新規支給決定件数」

# 労働安全衛生をめぐる状況

表5 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

		3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
分類	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5			
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の疾 患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢 により行う業務その他腰 部に過度の負担のかか る業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー 等の機械器具の使用に より身体に振動を与える 業務による手指、前腕等 の末梢循環障害、末梢 神経障害又は運動機能 障害(振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に 付随する疾病その他身 体に過度の負担のかか る作業態様の業務に起 因することの明らかな疾 病			
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5	
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29	
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7	
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9	
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7	
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7	
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1	
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1	
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0	
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10	
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16	
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11	
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10	
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34	
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47	
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24	
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30	
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47	
合計	1,619	5,021	-3,402	2,671	726	1,945	402	10,511	-10,109	1,795	5,571	-3,776	460	328	132	
2004	89			54			9			154			62			

注) 表4の注に同じ。

表5-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

		3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
分類	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5			
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の疾 患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢 により行う業務その他腰 部に過度の負担のかか る業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー 等の機械器具の使用に より身体に振動を与える 業務による手指、前腕等 の末梢循環障害、末梢 神経障害又は運動機能 障害(振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に 付随する疾病その他身 体に過度の負担のかか る作業態様の業務に起 因することの明らかな疾 病			
1999	115	146	286	542	73	27	6	6	912	91	92	496	40	40	6	
2000	158	158	241	300	72	48	12	12	784	134	134	507	62	62	15	
2001	104	104	179	232	77	44	16	16	717	144	144	558	39	40	16	
2002	75	75	147	373	70	65	7	7	632	147	150	590	44	44	14	
2003	115	115	149	549	61	56	7	7	481	144	149	581	61	61	14	
2004		89			54			9			154				62	

注) 表4-2の注に同じ。

表6 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	1 業務上の負傷に起因する疾病						2 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	1-1			1-2			2-1			2-2			2-3		
	負傷による腰痛			1-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	4,020	4,559	3,061	800	829	1,597	7	7	5	2	3	3	10	10	18
2000	4,397	4,622	2,749	783	783	1,595	5	5	9	3	3	3	7	7	14
2001	4,607	4,793	3,106	859	859	1,494	6	6	7	1	1	0	5	5	11
2002	4,035	4,334	3,170	925	943	1,480	5	5	4	0	0	1	3	3	16
2003	4,237	4,765	3,280	1,067	1,096	1,367	6	8	9	0	0	3	8	8	15
2004		4,377			993			7			0				11

分類	2 物理的因子による疾病(がんを除く)						4 化学物質等による疾病(がんを除く)								
	2-4			2-5			2-6			4-1			4-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			2-1～2-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			4-1以外の「化学物質等による疾病」		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	333	332	157	8	8	499	35	35	2	8	9	18	224	229	182
2000	404	419	176	13	13	515	14	14	1	11	21	25	287	302	202
2001	454	478	272	9	9	532	18	18	2	11	15	13	244	254	141
2002	402	407	235	9	9	498	19	19	0	14	10	17	279	287	186
2003	382	394	218	8	8	481	29	29	4	13	5	8	284	311	188
2004		467			9			19				11			284

注) 表4の注に同じ。

表7-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等、精神障害等の労災補償状況

	年 度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
脳血管疾患	請求件数	351	480	538	436	404	328	277	289	403	415	399	358	390	509	509		
	内9号											349	309	316	448	452	541	
	認定件数	42	61	96	77	78	66	59	80	102	87	88	90	95	96	150	246	
	1号	24	47	77	56	54	55	40	57	59	38	42	43	46	48	54	44	
	9号	18	14	19	21	24	11	19	23	43	49	46	47	49	48	96	202	
虚血性心疾患等	請求件数	148	196	239	161	151	130	103	116	155	163	195	163	178	176	241		
	内9号											190	157	177	169	238	278	
	認定件数	7	20	14	15	15	8	13	12	38	29	31	44	37	41	49	120	
	1号	4	5	3	3	5	1	1	3	5	0	4	1	5	4	2	5	
	9号	3	15	11	12	10	7	12	9	33	29	27	43	32	37	47	115	
合計	請求件数	499	676	777	597	555	458	380	405	558	578	594	521	568	685	750		
	内9号											539	466	493	617	690	819	705
	認定件数	49	81	110	92	93	74	72	92	140	116	119	134	132	137	199	366	
	1号	28	52	80	59	59	56	41	60	64	38	46	44	51	52	56	49	
	9号	21	29	30	33	34	18	31	32	76	78	73	90	81	85	143	317	312
精神障害等	請求件数	1	8	2	3	2	2	7	13	13	18	41	42	155	212	265	341	438
	内自殺	1	4	2	1	0	1	3	5	10	11	30	29	93	100	92	112	121
	認定件数	1	0	1	1	0	2	0	0	1	2	2	4	14	36	70	100	108
	内自殺	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	2	3	11	19	31	43	40

注) 1 「1号」とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、「9号」とは同表第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」事案)である。

2 請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。

3 請求件数については、1号、9号別に統計をとっていないとしている。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。



# 労働安全衛生をめぐる状況

表7-2 「過労死」等として認定された事案の分析

## 1 業種別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
1 林業	1	1	1	0	0	0	0		
2 漁業	2	0	0	0	0	0	1	5	3
3 鉱業	0	1	0	0	0	0	1		
4 製造業	11	12	16	19	24	34	57	50	64
5 建設業	10	10	9	5	10	12	33	32	29
6 運輸業	15	12	13	11	14	28	72	82	71
7 電気・ガス・水道・熱供給業	1	0	0	0	0	0	0	0	0
8 卸・小売業	6	6	14	9	8	23	60	62	48
9 金融・保険業	1	2	1	2	2	2	4	6	3
10 教育・研究業	4	1	2	1	0	3	4	5	5
11 保健・衛生業	1	2	5	4	1	5	4	8	3
12 その他の事業	26	26	29	30	26	36	81	64	68
合計	78	73	90	81	85	143	317	314	294

注) 業種についてはおおむね「日本産業分類」により分類し、1~11以外の業種をその他としている。

## 2 職種別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
1 専門技術職	3	10	10	12	15	25	41	40	53
2 管理職	17	27	26	20	20	26	71	63	53
3 事務職	19	14	21	15	16	18	57	32	20
4 販売職	2	1	3	5	5	5	20	29	26
5 サービス	1	0	3	2	3	6	17	29	17
6 運転手等	13	9	7	12	12	30	62	80	74
7 技能職	12	10	18	8	6	20	34	34	42
8 その他の事業	11	2	2	7	10	13	15	7	9
合計	78	73	90	81	85	143	317	314	294

注) 職種についてはおおむね「日本標準職業分類」により分類し、1~7以外の業種をその他としている。  
専門技術職とは、情報処理技術者(プログラマー等)医師、教員などであり、技能職とは、重機オペレーターや大工などである。

## 3 年齢別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
29歳以下	7	2	5	4	4	8	19	13	16
30~39歳	11	14	13	12	17	33	49	52	48
40~49歳	21	23	32	23	28	38	90	83	78
50~59歳	31	27	37	33	30	49	128	132	121
60歳以上	8	7	3	9	6	15	31	34	31
合計	78	73	90	81	85	143	317	314	294

## 4 性別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
男	76	72	81	78	82	133	301		
女	2	1	9	3	3	10	16		
合計	78	73	90	81	85	143	317	314	294

## 5 疾患別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
脳血管疾患(計)	49	46	47	49	48	96	202	193	
脳出血	22	18	17	22	19	51	104		
くも膜下出血	13	21	22	17	21	30	69		
脳梗塞	10	6	8	10	8	15	34		
高血圧性脳症	4	1	0	0	0	0	0		
虚血性心疾患等(計)	32	27	43	32	37	47	115	119	
心筋梗塞症	17	11	23	17	19	24	58		
狭心症	0	0	1	0	2	0	0		
一時的心停止	5	5	2	1	6	15	45		
不整脈による突然死等	8	10	12	13	9				
解離性大動脈瘤	2	1	5	1	1	5	8		
急性心不全	0	0	0	0	0	3	4		
合計	81	73	90	81	85	143	317	314	294

注) 「一時的心停止」と「不整脈による突然死等」は2001年度からは「心停止(心臓性突然死を含む)」

## 6 生死別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
生存	42	26	41	33	40	85	157	155	
死亡	36	47	49	48	45	58	160	157	
合計	78	73	90	81	85	143	317	312	

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-3 業務上の精神障害等として認定された事例の分析

## 1 業種別

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004
1 林業	0	0	0	0		
2 漁業	0	1	0	1	1	0
3 鉱業	0	0		0		
4 製造業	2	5	16	15	27	33
5 建設業	6	10	8	13	10	20
6 運輸業	1	2	6	18	9	11
7 電気・ガス・水道・熱供給業	0	0		2	0	0
8 卸・小売業	1	5	9	8	11	20
9 金融・保険業	0	2	2	7	3	4
10 教育・研究業	0	0		4	3	1
11 保健・衛生業	0	5	11	3	11	20
12 その他の事業	4	6	15	29	33	21
合計	14	36	70	100	108	130

## 2 職種別

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004
1 専門技術職	4	12	16	21	29	43
2 管理職	3	10	15	18	14	9
3 事務職	0	2	11	19	9	14
4 販売職	1	4	8	4	10	16
5 サービス	1	1	4	13	12	11
6 運転手等	1	0	5	9	8	12
7 技能職	4	3	8	11	24	24
8 その他の事業	0	4	3	5	2	1
合計	14	36	70	100	108	130

## 3 年齢別

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004
29歳以下	4	7	24	25	25	26
30~39歳	3	8	20	25	40	53
40~49歳	3	11	11	23	21	31
50~59歳	3	6	11	20	19	16
60歳以上	1	4	4	7	3	4
合計	14	36	70	100	108	130

## 4 性別

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004
男	12	24	48	76		
女	2	12	22	24		
合計	14	36	70	100	108	130

## 5 疾患別

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004
F2 精神分裂病、 分裂病型障害および 妄想性障害	0	0	0	1		
F3 気分(感情)障害	8	19	41	55		
F4 神経症性障害、 ストレス関連障害 および妄想性障害	6	17	29	44		
合計	14	36	70	100	108	130

※疾患については、国際疾病分類第10回修正第V章「精神および行動の障害」の分類による。

表8 職業がんの労災補償状況

疾病の種類	77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	合計	
ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	(87年度末現在の累積認定者数)											412	12	11	14	13	6	20	16	6	7	4	7	4	4	7	8	7	584
β-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍																			3	3	2	2	1	3	4	4	1	3	
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	(87年度末現在の累積認定者数)											15	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	20
ペンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	(87年度末現在の累積認定者数)											7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
石棉にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	21	23	27	22	42	42	52	54	77	121	670	
ベンゼンにさらされる業務による白血病	(87年度末現在の累積認定者数)											8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9
塩化ビニルにさらされる業務による肺血管肉腫	(87年度末現在の累積認定者数)											2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
電離放射線にさらされる業務による白血病又は皮膚がん	(87年度末現在の累積認定者数)											9	0	1	1	1	1	1	3	1	0	0	0	1	1	1	0	0	21
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	(87年度末現在の累積認定者数)											113	1	6	4	5	5	4	4	8	5	4	2	6	4	4	2	4	181
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	(87年度末現在の累積認定者数)											61	2	0	1	1	3	0	5	2	0	0	1	1	0	0	0	0	77
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん(注)	(87年度末現在の累積認定者数)											107	9	4	1	12	4	5	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	145
4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん																			5	2	5	4	4	4	6	15	5	3	53
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他のがん	(87年度末現在の累積認定者数)											209	19	26	13	29	11	22	20	22	20	1	0	0	0	0	0	1	393
計	(87年度末現在の累積認定者数)											1,025	53	67	50	80	54	73	79	69	68	38	57	61	72	85	94	141	2,166

注) 1994年度以降の下段の数字は、支給決定時においてすでに死亡している者を内数として計上したものの。  
「すす、鉱物油、タール…」の項の1993年度以前の数字は「タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん」という分類によるもの。  
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

参考: じん肺合併肺がんの労災補償状況

年度	95	96	97	98	99	00	01	02	03	
請求件数	30	29	47	52	37	45	55	127		422
支給決定件数	21	20	35	24	25	24	43	113	146	451
不支給決定件数	10	18	19	13	15	17	13	6		111

# 労働安全衛生をめぐる状況

表9 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	82,037	1,661,775	101,045	6.1%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。

表9-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力(その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0	3.5	3.3	8.5	41.2	
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2001	4.1	9.1	0.7	3.3	1.3	11.1	6.6	15.3	28.2	8.3	3.3	3.4	8.8	46.2
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第14条及び第15条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。



表9 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況(続き)

年度	じん肺健康診断							
	受診労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症の患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%

表9-3 特殊健康診断(2003年度・総計以外は実施事業所数1,000以上のもののみ)

対象作業	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象作業	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
有機溶剤	32,713	503,839	28,745	5.7%	フッ化水素	1,499	41,029	246	0.6%
鉛	5,321	89,002	1,443	1.6%	マンガン	1,134	14,663	97	0.7%
電離放射線	11,470	190,450	8,266	4.3%	紫外線、赤外線	3,089	62,421	1,388	2.2%
石綿	2,033	18,155	156	0.9%	騒音	4,349	201,742	33,887	16.8%
塩素	1,107	18,712	189	1.0%	キーパンチVDT作業	4,000	246,713	14,971	6.1%
クロム酸	2,455	22,221	219	1.0%	総計	79,055	1,637,878	97,328	5.9%

# 労働安全衛生をめぐる状況

表10 業務上疾病の新規支給決定件数

分類		疾病分類項目	年度				
大	小 CODE		1999	2000	2001	2002	2003
一		業務上の負傷に起因する疾病	4,658	4,344	4,600	4,650	4,647
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性硬膜下血腫、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患 [災害性脳血管疾患一全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない] [災害性虚血性心疾患等一ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	348 (46) (5)	364 (48) (4)	331 (54) (2)	370 (44) (5)	365 (41)
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	95	86	72	61	77
	17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	279	268	282	228	215
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,061	2,749	3,106	3,170	3,280
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	79	131	91	93	105
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	127	86	104	122	112
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	598	555	547	512	420
	23	爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	51	53	41	52	31
	24	CODE13から23まで掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	20	52	26	42	42
二		物理的因子による次に掲げる疾病	684	718	824	754	730
		(有害光線による疾病)					
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	3	6	6	4	7
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患			1		
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2	3			1
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患					1
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害 (皮膚障害) (白内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病)	3	3 (3)		1	3
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	16	12	8	13	11
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 (異常温度条件による疾病)	2	2	3	3	4
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	77	89	182	177	156
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	62	65	73	46	42
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	18	22	17	12	20
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	499	515	532	498	481
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	2		1		1
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		1	1		3
三		身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,727	1,595	1,514	1,448	1,281
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	286	241	179	147	149
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	27	48	44	65	56
3	42	さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	912	784	717	632	481
4	43	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群 (手指の痙攣又は書痙)	496	507	558	590	581

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		1999	2000	2001	2002	2003
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)					
		45	(頸肩腕症候群)					
5		46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	6	15	16	14	14
<b>四</b>			<b>化学物質等による次に掲げる疾病</b>	<b>200</b>	<b>227</b>	<b>154</b>	<b>203</b>	<b>196</b>
1	47		労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照) [有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	113	103	84	110	115
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)	(31)	(17)	(14)		
2			弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	10	11	7	3	10
	48		(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	(8)	(5)	(5)	(2)	(1)
	49		(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(2)	(6)	(2)	(1)	(9)
3	50		すず、鉛油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	13	21	20	26	19
4	51		蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	3	4	5	5	6
5	52		木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	4	1	2	10
6	53		落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	6	8	7	8	5
7	54		空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	18	25	13	17	8
8	55		1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	32	51	17	32	23
<b>五</b>		56	<b>粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病</b>	<b>1,385</b>	<b>1,322</b>	<b>1,148</b>	<b>1,139</b>	<b>1,243</b>
			(管理4)	(316)	(294)	(254)	(194)	(198)
			(肺結核)	(83)	(47)	(41)	(51)	(48)
			(結核性胸膜炎)	(17)	(29)	(10)	(7)	(8)
			(続発性気管支炎)	(932)	(907)	(795)	(854)	(812)
			(続発性気管支拡張症)	(10)	(7)	(10)	(6)	(3)
			(続発性気胸)	(27)	(38)	(38)	(27)	(28)
			(原発性肺がん)					(146)
<b>六</b>			<b>細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病</b>	<b>132</b>	<b>159</b>	<b>157</b>	<b>224</b>	<b>136</b>
1	57		患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	74	113	102	138	90
2	60		動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	3		6	2
3	61		濡潤地における業務によるウイルス病等のレプトスピラ症	9	12	8	13	13
4	62		屋外における業務による恙虫病	10	4	10	5	10
5	63		1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	37	27	37	62	21
<b>七</b>			<b>がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病</b>	<b>61</b>	<b>72</b>	<b>85</b>	<b>94</b>	<b>141</b>
1	64		ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	7	8	7
2	65		ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	4	4	1	3
3	66		4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	68		4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	69		ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん				1	1



# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		1999	2000	2001	2002	2003
6	70		ベンゾトクロライドにさらされる業務による肺がん					
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	42	52	54	77	121
			(石綿に曝される業務による肺がん)	(17)	(18)	(21)	(22)	(38)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(25)	(34)	(33)	(55)	(83)
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病					
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫					
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫					
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	1	1		
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)	(1)	(1)			
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)				(1)	
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)					
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)					
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)					
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
13	85		コークス又は発生ガス製造する工程における業務による肺がん	4	6	15	5	3
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	6	4	4	2	4
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)	(5)	(4)	(3)		
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)	(1)		(1)		
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)					
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)					
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1				
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)	(1)				
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)					
17	91		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		1			1
18	92		1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病					1
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	1	0	0	1	0
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	121	146	259	532	432
			[じん肺症患者に発生した肺がん]	(25)	(24)	(43)	(113)	
			[非災害性脳血管疾患]	(49)	(48)	(96)	(202)	(193)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(32)	(37)	(47)	(115)	(119)
			[精神障害等]	(14)	(36)	(67)	(112)	(108)
			合計	8,969	8,583	8,741	9,045	8,806
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,773	8,343	8,411	8,405	8,312
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	196	240	330	640	494
			A/(A+B)	97.8%	97.2%	96.2%	92.9%	94.4%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表11 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもののみ)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2001(平成13)年度			2002(平成14)年度			2003(平成15)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病		(1,514)			(1,448)			(1,281)	
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	81	44	34	107	65	51	113	56	60
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	750	558	149	723	590	135	805	581	182
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	80	86	9	114	94	6	136	141	8
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	6	7	1	8	8	0	7	7	0
2	ベータナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	0	1	1	0	3	3	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	1	1	0	1	1	0
6	ペンタクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石棉にさらされる業務による肺がん							39	38	3
7	石棉にさらされる業務中皮腫	53	54	6	95	77	3	77	83	2
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	1	1	0	0	1	0	0	1
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	10	15	0	6	5	0	3	3	0
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	4	4	0	1	2	0	2	4	0
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	1	0	0	1	0	0	1
17	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1	1	0	0	0	0	1	1	0
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	2	0	1	3	1	1
九	その他業務に起因することの明らかな疾病		(146)			(532)			(432)	
	じん肺症患者に発生した肺がん	55	43	13	127	113	6			
	非災害性脳血管疾患	452	96		541	202			193	
	非災害性虚血性心疾患等	238	47		278	115			119	
	精神障害等	245	67		341	112			108	
	支給決定件数合計(表未掲載の分を含む)		8,583			9,045			8,806	
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	1,902	941		2,231	1,291		1,054	778	
			731	205		862	198		778	250

※「請求」は当該年度中の請求件数。「支給」「不支給」は当該年度中の支給・不支給決定件数。「決定」は「支給」と「不支給」の合計件数である。

※「請求」+「不支給」または「請求」のみの件数が記載されている疾病に関しては、「請求」件数も含めた、都道府県別データも入手している。

※厚生労働省資料より、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表12 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計
大	小	CODE										
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの (無機の酸及びアルカリ)	87	114	91	113	103	84	110	115	817
	1		アンモニア	1	1	5	2	4	1	1		15
	2		塩酸(塩化水素を含む。)	3	5	1	2	2	2	3	1	19
	3		硝酸	4	3	3	2	4	2	2	3	23
	4		水酸化カルウム			1		1	4	2		8
	5		水酸化ナトリウム	8	10	9	5	6	5	12	16	71
	6		水酸化リチウム									
	7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	6	3	1	3	7	1	6	5	32
	8		硫酸	2		1	1	2	3	2	3	14
	9		(金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物) 亜鉛等の金属ヒューム	5	3	1	3	3	2	1	3	21
	10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)									
	11		アンチモン及びその化合物									
	12		塩化亜鉛		2		1	1	1		1	6
	13		塩化白金酸及びその化合物									
	14		カドミウム及びその化合物									
	15		クロム及びその化合物		1		3			2	2	8
	16		コバルト及びその化合物		1	2			1	1	1	6
	17		四アルキル鉛化合物									
	18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)		10			1	1			12
	19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)						1			1
	20		セレン化水素	1								1
	21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)				4			2	1	7
	22		ニッケルカルボニル		1							1
	23		バナジウム及びその化合物									
	24		砒化水素						1			1
	25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	1							1	2
	26		ブチル錳		2		2		3	1	1	9
	27		バリウム及びその化合物				1					1
	28		マンガン及びその化合物		1		1			1		3
	29		(ハロゲン及びその無機化合物) 塩素	5	5	6	2	7	9	3	3	40
	30		臭素		4					2		6
	31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	2		3				3		8
	32		沃素									
	33		(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物) 一酸化炭素	7	24	20	25	28	16	15	32	167
	34		黄りん									
	35		カルシウムシアナミド			1						1
	36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	1		3	1	1				6
	37*		二酸化硫黄				1	2	1			4
	38		二酸化窒素		1			1		1	6	9
	39		二酸化炭素		1	1					1	3
	40		ヒドラジン	1	1		2	1				5
	41		ホスゲン				2					2



分類		疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計
大	小										
	42	ホスフィン				1					1
	43	硫化水素	2	2	2	6	10	5	3	3	33
		(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)									
	44	塩化ビニル									
	45	塩化メチル									
	46	クロロアレン									
	47*	クロロホルム						1			1
	48*	四塩化炭素		1	1						2
	49*	1・2ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)									
	50*	1・2ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	1								1
	51*	ジクロロメタン		1	1	5		2	1	1	11
	52	臭化エチル		1							1
	53	臭化メチル	3	2	1	1	1	2		3	13
	54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)									
	55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)				2					2
	56*	1・1・1トリクロロエタン	1		1	3					5
	57*	1・1・2トリクロロエタン									
	58*	トリクロロエチレン			2		1		2		5
	59*	ノルマルヘキサン		1	1		1		4		7
	60	沃化メチル									
		(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル)									
	61	アクリル酸エチル									
	62	アクリル酸ブチル									
	63	アクロレイン									
	64*	アセトン	1	2				1		1	5
	65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)		1							1
	66*	エチルエーテル									
	67	エチレンクロロヒドリン									
	68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルフ)									
	69*	酢酸アミル									
	70*	酢酸エチル			1					1	2
	71*	酢酸ブチル	1			1		1			3
	72*	酢酸プロピル								1	
	73*	酢酸メチル									
	74	2-シアノアクリル酸メチル									
	75	ニトログリコール								1	
	76	ニトログリセリン									
	77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート									
	78	ホルムアルデヒド		1	2				6		9
	79	メタクリル酸メチル							1		
	80*	メチルアルコール		2	1				1	2	6
	81	メチルブチルケトン						1			1
	82*	硫酸ジメチル								1	
		(その他の脂肪族化合物)									
	83	アクリルアミド							1		
	84	アクリルニトリル					1				1
	85	エチレンジアミン	1							1	2
	86	エチレンジアミン		1						1	2
	87	エビクロロヒドリン	2	1	1	1	1				6

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計
大	小										
		88 酸化エチレン	2	2	1	1			3		9
		89 ジアノメタン									
		90 ジメチルアセトアミド							1		
		91* ジメチルホルムアミド				1				7	8
		92 ヘキサメチレンジイソシアネート				1					1
		93 無水マレイン酸 (脂環式化合物)	1		1						2
		94 イソホロンジイソシアネート								1	
		95* シクロヘキサノール									
		96* シクロヘキサン				1					1
		97 ジシクロヘキシルメタン・4・4'ジイソシアネート (芳香族化合物—ベンゼン及びその同族体)				1			3		4
		98* キシレン		4	2	7	7	1	1	1	23
		99* スチレン			1			2	1		4
		100* トルエン	10	6	7	10	6	5	18	2	64
		101 パラ-tert-ブチルフェノール									
		102 ベンゼン (芳香族化合物—芳香族炭化水素のハロゲン化物)									
		103 塩素化ナフタリン									
		104 塩素化ビフェニル(別名PCB)									
		105* ベンゼンの塩化物 (芳香族化合物—芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体)	1	1							2
		106 アニシジン		1		1			1		3
		107 アニリン	1		1						2
		108 クロルジニトロベンゼン									
		109 4・4'ジアミノジフェニルメタン									
		110 ジニトロフェノール						1			1
		111 ジニトロベンゼン									
		112 ジメチルアニリン						1			1
		113 トリニトロトルエン(別名TNT)									
		114 2・4・6トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)									
		115 トルイジン									
		116 パラ-ニトロアニリン									
		117 パラ-ニトロクロルベンゼン	1	1							2
		118 ニトロベンゼン									
		119 パラ-フェニレンジアミン			3			1		2	6
		120 フェネチジン (その他の芳香族化合物)									
		121* クレゾール		1					1		2
		122 クロルヘキシジン									
		123 トレンジイソシアネート(別名TDI)	1				3		1	1	6
		124 1・5ナフチレンジイソシアネート									
		125 ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂			1			2		1	4
		126 フェニルフェノール									
		127 フェノール(別名石炭酸)	6								6
		128 オルト-フタロジニトリル									
		129 ベンゾトリクロライド									
		130 無水トリメリット酸									
		131 無水フタル酸									
		132 メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)		3			1	1		1	6
		133 4-メキシフェノール									
		134 りん酸トリ-オルト-クレジル			1						1

分類			疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計
大	小	CODE										
	135		レゾルシン (複素環式化合物)				2		1			3
	136*		1・4 ジオキサン									
	137*		テトラヒドロフラン								1	
	138		ピリジン (農薬その他の薬剤の有効成分)				1					1
	139		有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル-S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル-S(2-エチルチオエ ル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O 2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、 チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタ-トリル(別名 MEP)、チオリン酸S-ペニル=O・O-ジイソプロピル(別名 IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロ フェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロロビニル=ジメチル (別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロ ピル(別名プロパホス)	3		1	3		2	1	2	12
	140		カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダ リーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタ- トリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チ オアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)				1					1
	141		2・4-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名 NIP)									
	142		ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミ ド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミ ド酸)マンガ(別名マンネブ)									
	143		N-(1・1・2・2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキサン-1・ 2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)									
	144		トリクロロニトロメタン(別名クロルピクリン)									
	145		二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ピリジニウム(別名バラコート)	2	1							3
	146		パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロロフェニル=エーテル (別名CNP)									
	147		プラスチックイジンS									
	148		6・7・8・9・10・10-ヘキサクロール-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒド ロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド (別名ベンゾエピン)									
	149		ペンタクロロフェニール(別名PCP)									
	150		モノフルオール酢酸ナトリウム									
	151		硫酸ニコチン									

\*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。※「1997」年度の合計欄と内訳合計の数字が合わず、ミスと思われる。  
※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。



# 労働安全衛生をめぐる状況

表13 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2003年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	142,867	1,878,393	99	7,455	28,450	1,497	1,336	161	95	1,592
青森	31,427	422,954	23	1,321	3,904	165	138	27	7	172
岩手	27,453	421,558	18	1,447	5,606	208	169	39	3	211
宮城	43,316	744,317	29	2,451	9,481	327	284	43	12	339
秋田	24,909	336,559	14	1,126	4,175	179	155	24	2	181
山形	27,280	380,641	8	1,238	6,432	178	156	22	13	191
福島	42,046	650,756	29	2,041	7,971	338	296	42	10	348
茨城	45,741	843,667	37	2,882	9,946	499	439	60	15	514
栃木	36,158	606,915	38	1,992	6,874	332	290	42	9	341
群馬	40,680	682,321	19	2,662	11,624	464	424	40	20	484
埼玉	93,848	1,655,996	62	5,890	32,591	918	796	122	13	931
千葉	76,042	1,415,374	67	4,956	22,028	829	726	103	13	842
東京	368,911	10,578,335	86	9,789	76,810	2,171	1,921	250	48	2,219
神奈川	123,108	2,317,426	86	6,814	34,999	1,383	1,247	136	22	1,405
新潟	58,730	851,996	35	2,795	13,273	449	415	34	21	470
富山	27,130	431,460	20	1,366	4,684	298	270	28	7	305
石川	29,184	417,723	20	1,191	5,129	185	167	18	6	191
福井	21,521	287,029	13	862	3,180	145	129	16	10	155
山梨	17,863	237,573	17	855	3,833	122	110	12	5	127
長野	52,996	892,337	18	2,213	9,382	336	301	35	18	354
岐阜	47,640	645,380	47	2,607	11,645	492	422	70	23	515
静岡	89,457	1,350,581	56	4,931	22,019	889	794	95	8	897
愛知	133,891	3,023,432	107	7,427	36,560	1,680	1,507	173	31	1,711
三重	37,835	574,641	32	2,664	10,907	570	516	54	23	593
滋賀	26,302	410,675	19	1,531	7,706	327	290	37	5	332
京都	54,001	896,411	34	2,736	11,197	815	748	67	5	820
大阪	201,405	4,361,311	96	10,368	49,393	3,127	2,861	266	19	3,146
兵庫	96,616	1,610,093	67	5,632	21,621	1,497	1,361	136	18	1,515
奈良	23,627	271,888	17	1,425	5,933	278	255	23	4	282
和歌山	26,936	278,781	15	1,476	5,203	350	324	26	5	355
鳥取	13,792	192,170	9	601	2,395	95	71	24	4	99
島根	19,839	235,069	19	949	3,371	144	123	21	3	147
岡山	42,505	635,354	22	2,270	8,660	535	482	53	33	568
広島	65,186	1,078,564	33	3,560	14,592	926	836	90	14	940
山口	33,053	490,062	21	1,683	5,900	381	346	35	7	388
徳島	19,447	227,030	14	1,033	3,420	260	234	26	2	262
香川	22,639	354,333	14	1,410	4,895	295	276	19	8	303
愛媛	34,228	481,837	28	1,991	6,206	510	482	28	10	520
高知	19,326	240,835	11	1,364	4,705	296	279	17	10	306
福岡	101,051	1,810,595	81	5,575	21,928	1,257	1,157	100	72	1,329
佐賀	17,643	246,063	10	1,060	3,410	126	115	11	5	131
長崎	29,848	398,716	23	1,599	4,746	234	209	25	126	360
熊本	36,754	533,408	31	1,997	6,714	265	237	28	74	339
大分	25,656	368,103	16	1,544	4,950	317	290	27	7	324
宮崎	24,429	323,432	28	1,505	5,870	216	194	22	4	220
鹿児島	34,922	497,457	29	1,910	6,705	300	271	29	8	308
沖縄	23,173	332,822	11	742	2,969	109	94	15	3	112
合計	2,632,411	47,922,373	1,628	132,936	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。)

表13 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2003年度)

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付		新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数							
		新規受 給者数	一時金			年金	合計	傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他			
北海道	283	358	64	294	550	15,753	1,122	1,028	36	58	6,049	8,582	
青森	18	28	3	25	59	2,025	77	24	33	20	789	1,159	
岩手	30	51	10	41	83	2,487	109	42	50	17	944	1,434	
宮城	47	49	7	42	97	3,145	173	31	105	37	1,156	1,816	
秋田	26	29	5	24	50	2,337	103	65	21	17	914	1,320	
山形	26	35	6	29	64	2,101	121	73	29	19	839	1,141	
福島	58	60	9	51	103	3,814	167	88	44	35	1,404	2,243	
茨城	66	69	16	53	128	4,090	150	83	29	38	1,815	2,125	
栃木	82	103	25	78	129	3,627	265	177	56	32	1,321	2,041	
群馬	50	53	5	48	108	3,695	281	190	58	33	1,563	1,851	
埼玉	109	138	26	112	247	6,333	147	42	56	49	3,396	2,790	
千葉	79	114	26	88	204	6,085	166	33	59	74	3,014	2,905	
東京	245	316	60	256	554	15,556	271	112	91	68	7,934	7,351	
神奈川	148	166	39	127	285	9,069	260	114	75	71	4,677	4,132	
新潟	63	78	11	67	122	5,104	292	155	99	38	2,046	2,766	
富山	37	48	9	39	74	2,783	123	72	41	10	1,119	1,541	
石川	27	40	8	32	56	2,043	73	58	9	6	786	1,184	
福井	31	36	4	32	58	1,841	86	50	27	9	685	1,070	
山梨	28	30	3	27	44	1,505	89	52	23	14	554	862	
長野	49	70	9	61	114	4,003	201	150	31	20	1,556	2,246	
岐阜	73	93	17	76	169	4,864	288	216	36	36	2,106	2,470	
静岡	92	107	13	94	197	7,408	258	203	33	22	3,921	3,229	
愛知	177	219	46	173	377	12,296	459	368	44	47	6,447	5,390	
三重	65	82	13	69	146	4,501	532	452	38	42	1,836	2,133	
滋賀	42	52	12	40	82	2,438	173	113	32	28	1,041	1,224	
京都	77	90	18	72	144	4,555	289	204	43	42	2,123	2,453	
大阪	198	252	43	209	494	17,012	436	192	112	132	9,310	7,266	
兵庫	165	183	26	157	311	10,166	385	235	80	70	4,571	5,210	
奈良	29	32	6	26	53	1,991	103	67	25	11	873	1,015	
和歌山	36	56	18	38	69	2,608	236	195	20	21	1,046	1,326	
鳥取	17	24	5	19	47	1,274	54	15	25	14	559	661	
島根	26	28	2	26	50	1,724	68	53	9	6	722	934	
岡山	93	121	21	100	186	4,941	539	437	63	39	1,636	2,766	
広島	87	112	19	93	197	6,913	300	118	90	92	3,300	3,313	
山口	42	54	7	47	89	3,613	142	87	35	20	1,399	2,072	
徳島	33	36	6	30	58	1,881	83	34	28	21	792	1,006	
香川	39	47	4	43	70	2,269	130	29	64	37	943	1,196	
愛媛	64	74	9	65	103	3,299	193	49	86	58	1,190	1,916	
高知	32	40	10	30	57	2,144	140	50	58	32	867	1,137	
福岡	164	196	46	150	322	9,947	839	531	168	140	3,704	5,404	
佐賀	20	25	2	23	39	1,729	159	81	68	10	574	996	
長崎	96	95	15	80	231	3,467	533	445	73	15	1,000	1,934	
熊本	81	98	23	75	177	3,698	563	456	60	47	1,068	2,067	
大分	54	61	13	48	82	2,987	274	227	30	17	1,000	1,713	
宮崎	35	48	6	42	68	2,211	234	133	75	26	810	1,167	
鹿児島	49	61	11	50	87	2,750	157	64	66	27	1,051	1,542	
沖縄	11	12	1	11	29	871	57	18	25	14	412	402	
合計	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191	

注) 表1の注を参照。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表14 業務上疾病の新規支給決定件数(2003年度・都道府県別)

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
<b>一 業務上の負傷に起因する疾病</b>			<b>257</b>	<b>37</b>	<b>33</b>	<b>84</b>	<b>23</b>	<b>37</b>
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性硬膜下血腫、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患 [災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない] [災害性虚血性心疾患—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	24	9	4	5		7
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	19					1
	17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	19	5	1	3	2	1
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	161	20	26	62	17	21
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	9			1		
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2			3	2	1
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	22	2	1	10	1	6
	23	爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1				1	
	24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		1	1			
<b>二 物理的因子による次に掲げる疾病</b>			<b>25</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>3</b>
(有害光線による疾病)								
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患				2	1	
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患						
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患						
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患						
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害 (皮膚障害) (白内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病)						
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病						
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 (異常温度条件による疾病)						
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	2			2		
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	1			1		
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	2		2			
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	20	2	2	2	5	3
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死						
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病						
<b>三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病</b>			<b>127</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>17</b>	<b>7</b>	<b>7</b>
1	40	重労働による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	16	1		2	1	2
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	2					
3	42	さく岩機、鉋打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	63	3	1	2	2	4
4	43	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群 (手指の痙攣又は書痙)	46		2	13	4	1





# 労働安全衛生をめぐる状況

表14 業務上疾病の新規支給決定件数(2003年度・都道府県別)

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小 CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
<b>一 業務上の負傷に起因する疾病</b>			<b>47</b>	<b>134</b>	<b>731</b>	<b>128</b>	<b>38</b>	<b>55</b>
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患 [災害性脳血管疾患一全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない] [災害性虚血性心疾患一ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	8	12	31	13	4	4
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患		1	9	2	1	
	17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	5	13	20	7	3	4
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	26	96	580	84	14	36
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	1	3	44	3	1	
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2	1	13	5	5	
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	4	6	29	13	9	10
	23	爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患			3			1
	24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	1	2	2	1	1	
<b>二 物理的因子による次に掲げる疾病</b>			<b>10</b>	<b>11</b>	<b>42</b>	<b>44</b>	<b>5</b>	<b>7</b>
(有害光線による疾病)								
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患						
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患						
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患			1			
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患						
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害 (皮膚障害) (白内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病)				2		
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病						1
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 (異常温度条件による疾病)						
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	2	4	12	4	2	3
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	1		6	3		
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷		1	2	2	2	
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	7	6	20	33	1	2
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死			1			
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病						1
<b>三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病</b>			<b>28</b>	<b>64</b>	<b>82</b>	<b>28</b>	<b>17</b>	<b>16</b>
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱		3	23	5	2	
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	6	14	2			1
3	42	さく岩機、鉸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	6	16	6	12	7	8
4	43	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群 (手指の痙攣又は書痙)	15	30	50	11	8	6



# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
		45	(頸肩腕症候群)						
5		46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病						
四			<b>化学物質等による次に掲げる疾病</b>	2	2	0	2	1	2
1	47		労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照) [有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	1	1				1
2			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病) 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
	48		(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)						
	49		(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)						
3	50		すず、鉛、油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患		1			1	1
4	51		蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1					
5	52		木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患						
6	53		落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患						
7	54		空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症				1		
8	55		1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病				1		
五	56		<b>粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病</b>	273	5	4	13	5	19
			(管理4)	(59)			(1)		(1)
			(肺結核)	(9)		(1)			
			(結核性胸膜炎)	(2)				(1)	
			(続発性気管支炎)	(156)	(4)	(2)	(11)	(2)	(17)
			(続発性気管支拡張症)						
			(続発性気胸)	(5)	(1)	(1)			
			(原発性肺がん)	(42)			(1)	(2)	(1)
六			<b>細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病</b>	7	4	0	2	0	1
1	57		患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	4	4		1		1
2	60		動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患						
3	61		湿潤地における業務によるウイルス等のレプトスピラ症	2					
4	62		屋外における業務による恙虫病						
5	63		1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1			1		
七			<b>がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病</b>	2	0	0	0	0	0
1	64		ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
2	65		ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
3	66		4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
4	68		4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
5	69		ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん						



7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
1						2	1					3		1			
2	5	0	1	3	7	23	8	7	1	2	0	0	3	4	2	18	3
1	1		1	1	3	15	2		1				2	2		13	
	1						2			1					1		
							(1)										
	(1)						(1)			(1)					(1)		
1	1			1		1		3		1			1			2	1
					2		1										
			1	1		2		3								1	
						3											1
	1														1		
	1				1	2	3	1						2		2	1
13	21	15	13	11	10	33	26	31	14	4	13	9	16	41	16	50	24
(1)	(5)	(6)	(6)	(2)	(3)	(11)	(7)	(1)	(1)	(2)			(5)	(10)	(3)	(12)	(1)
		(1)				(2)	(2)	(1)				(5)				(6)	(2)
							(1)							(1)		(1)	
(8)	(15)	(5)	(7)	(7)	(6)	(8)	(14)	(24)	(10)	(2)	(11)	(6)	(11)	(22)	(11)	(16)	(19)
(1)																	
(1)		(1)		(1)					(1)		(1)			(2)	(1)	(3)	(2)
(2)	(1)	(2)		(1)	(1)	(12)	(2)	(5)	(2)		(1)			(6)	(1)	(12)	
6	10	1	2	6	2	13	12	3	2	2	0	0	1	2	1	5	3
1	8	1	1	5	2	9	10		1	2				2		4	1
						1		1									
	1		1					1	1						1	1	1
				1		1		1									1
5	1					2	2						1				
1	2	1	0	4	1	19	17	2	1	0	0	0	0	2	1	2	0
						1											

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
		45	(頸肩腕症候群)						
5		46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	1	1	1			1
四			<b>化学物質等による次に掲げる疾病</b>	5	0	17	8	2	1
1		47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照) [有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	3		13	6		1
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
2			弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患		2				
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)						
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)		(2)				
3		50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患						
4		51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患				1		
5		52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患						
6		53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患				1		
7		54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症				2		1
8		55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病					2	1
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	6	15	37	62	11	9
			(管理4)	(1)	(2)	(3)	(8)	(1)	(1)
			(肺結核)			(7)		(1)	
			(結核性胸膜炎)						
			(続発性気管支炎)	(5)	(8)	(22)	(44)	(9)	(8)
			(続発性気管支拡張症)						
			(続発性気胸)						
			(原発性肺がん)		(5)	(5)	(10)		
六			<b>細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病</b>	1	3	8	3	1	0
1		57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	1	1	7	1	1	
2		60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患						
3		61	湿潤地における業務によるウイルス病等のレプトスピラ症				1		
4		62	屋外における業務による恙虫病						
5		63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		2	1	1		
七			<b>がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病</b>	1	0	11	23	1	3
1		64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍				2		2
2		65	ベータナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍				2		
3		66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
4		68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
5		69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん						1

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
																	0
																	0
					1			1									14
2	2	7	6	11	2	0	8	2	13	0	4	4	1	1	2	0	196
2	2	2	4	8			7	2	11		4	3		1	1		115
																	0
																	0
		2		1													10
																	(1)
		(2)		(1)													(9)
		2			1										1		19
													1				6
					1		1										10
			1									1					5
		1	1	2					2								8
																	23
2	10	88	19	26	2	13	23	10	42	14	83	31	31	9	17	4	1,243
	(1)	(8)	(3)	(3)		(4)		(1)	(5)	(6)	(9)	(4)	(1)				(198)
		(3)		(1)					(4)		(4)		(1)				(48)
									(1)			(1)					(8)
(2)	(8)	(63)	(12)	(19)	(2)	(8)	(23)	(9)	(19)	(7)	(68)	(26)	(27)	(9)	(16)	(4)	(812)
			(1)						(1)								(3)
		(2)	(1)			(1)			(1)		(1)		(1)		(1)		(28)
	(1)	(12)	(2)	(3)					(11)	(1)	(1)		(1)				(146)
0	3	1	3	2	1	0	2	0	8	0	2	2	0	9	2	0	136
	2		3		1		1		5		2			6	2		90
																	2
		1							1		1		1				13
	1								1			1		3			10
				2			1		1								21
0	0	12	10	1	1	2	3	0	14	2	1	1	0	0	0	0	141
									2								7
									1								3
																	0
																	0
																	1

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん						
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫		2				
			(石綿に曝される業務による肺がん)		(1)				
			(石綿に曝される業務による中皮腫)		(1)				
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん						
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13	85		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん						
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17	91		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん						
18	92		1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病						
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	16	1	1	8	3	3
			[じん肺症患者に発生した肺がん]						
			[非炎毒性脳血管疾患]	(5)	(1)		(5)		(3)
			[非炎毒性虚血性心疾患等]	(8)			(1)	(1)	
			[精神障害等]	(3)		(1)	(2)	(2)	
			合計	709	55	45	133	45	72
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	692	54	44	123	42	69
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	17	1	1	10	3	3
			A/(A+B)	97.6%	98.2%	97.8%	92.5%	93.3%	95.8%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。





# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん						
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	1		7	22	1	
			(石綿に曝される業務による肺がん)	(1)		(2)	(4)		
			(石綿に曝される業務による中皮腫)			(5)	(18)	(1)	
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん						
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13	85		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん						
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17	91		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん				1		
18	92		1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病						
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	4	12	36	26	3	5
			[じん肺症患者に発生した肺がん]						
			[非炎毒性脳血管疾患]	(2)	(5)	(16)	(8)	(1)	(2)
			[非炎毒性虚血性心疾患等]	(1)	(4)	(14)	(5)		(3)
			[精神障害等]	(1)	(1)	(6)	(12)	(1)	
			合計	102	239	964	322	78	96
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	97	224	926	293	74	89
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	5	15	38	29	4	7
			A/(A+B)	95.1%	93.7%	96.1%	91.0%	94.9%	92.7%



表15-1 傷病別長期療養者推移状況(2003年度)

区分 傷病名	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度療養中の内訳			
	前年度末 療養中	新規該当者 (再発を含む)	治ゆ又は 中断者	死 亡	傷病(補償) 年金移行	本年度末 療養中	1年以上1年 6か月未満	1年6か月以 上2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	9,160	1,106	44	442	614	9,166	481	443	765	7,477
せき髄損傷 患者	411 (57)	380 (48)	380 (55)	9 (2)	75 (5)	327 (43)	127 (13)	77 (9)	60 (12)	63 (9)
外傷性の脳中 枢損傷患者	749 (250)	649 (202)	614 (208)	10 (6)	74 (20)	700 (218)	205 (66)	169 (54)	163 (55)	163 (43)
頭頸部外傷症 候群患者	614 (156)	580 (145)	581 (151)	2	10 (1)	601 (149)	183 (39)	122 (32)	125 (34)	171 (44)
頸肩腕症候群 患者	123	32	37			118	6	12	14	86
腰痛患者	671	465	519	2		615	136	120	137	222
一酸化炭素 中毒患者	9	1	2		1	7	1			6
振動障害患者	8,799	509	579	105		8,624	235	240	604	7,545
その他の患者	16,242 (2,628)	19,781 (3,183)	19,585 (3,148)	54 (4)	69 (7)	16,315 (2,652)	6,156 (1,086)	3,642 (574)	3,269 (575)	3,248 (417)
骨折	9,207 (1,961)	12,041 (2,422)	11,902 (2,381)	19 (3)	24 (1)	9,303 (1,998)	3,932 (860)	2,176 (446)	1,896 (436)	1,299 (256)
切断	546 (12)	720 (14)	729 (15)	1		536 (11)	223 (4)	124 (3)	121 (4)	68
関節の障害	1,511 (193)	1,803 (243)	1,781 (237)	1	4 (1)	1,528 (198)	548 (77)	369 (39)	322 (55)	289 (27)
打撲傷	1,149 (190)	1,201 (228)	1,287 (242)	3	10 (3)	1,050 (173)	364 (67)	240 (42)	219 (40)	227 (24)
創傷	749 (55)	1,176 (75)	1,157 (76)	1	1	766 (54)	294 (20)	192 (14)	151 (10)	129 (10)
その他	3,080 (217)	2,840 (201)	2,729 (197)	29 (1)	30 (2)	3,132 (218)	795 (58)	541 (30)	560 (30)	1,236 (100)
合計	36,778 (3,091)	23,503 (3,578)	22,341 (3,562)	624 (12)	843 (33)	36,473 (3,062)	7,530 (1,204)	4,825 (669)	5,137 (676)	18,981 (513)

( ) は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局『労災保険事業年報 平成13年度』により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。



表15-2 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2003年度末)

都道府県	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頭肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
北海道	858	22	21	67	3	41		1,547	1,004	542	34	154	33	43	198	3,563
青森	55	4	6	5		1		38	125	72	3	12	8	6	24	234
岩手	56	1	8	8				13	138	71	3	10	3	5	46	224
宮城	224	3	13	14		5		27	315	201	10	22	15	19	48	601
秋田	89	3	6	3		2		36	107	53	3	8	2	4	37	246
山形	84	4	5	8				43	158	90	6	8	12	8	34	302
福島	228	3	15	4		3		38	110	54	3	6	3	1	43	401
茨城	261	8	15	5		8		9	184	123	9	8	5	5	34	490
栃木	71	6	17	6	1	2		8	174	99	3	16	10	6	40	285
群馬	93	4	4	2	4	2		49	222	130	9	21	18	10	34	380
埼玉	49	10	29	27	6	31		48	620	373	28	49	24	36	110	820
千葉	38	18	71	74	10	126	3	27	1,014	564	29	118	88	54	161	1,381
東京	112	25	78	54	9	34		68	1,443	863	44	115	63	59	299	1,823
神奈川	206	20	59	42	18	81	1	74	1,031	605	31	88	55	46	206	1,532
新潟	227	8	9	8		4		164	209	116	9	17	4	8	55	629
富山	122	3	4	2				69	94	54	3	5	7	10	15	294
石川	38	1	2	1				27	100	71	8	5	8	3	5	169
福井	103	1	5	3		1		81	50	28	2	3		5	12	244
山梨	54	1	6	11		2		41	98	65	2	5	4	4	18	213
長野	181	4	10	5		3		132	354	203	10	34	27	13	67	689
岐阜	283	3	11	4		8		209	147	93	5	10	2	3	34	665
静岡	90	14	23	5	3	7		43	329	191	9	27	26	27	49	514
愛知	151	14	40	12	4	2		53	843	520	25	43	73	55	127	1,119
三重	24	3	5	4		2		74	170	100	10	10	12	6	32	282
滋賀	76	5	16	21	4	38	2	61	253	141	11	31	17	8	45	476
京都	217	15	2	17	14	38		290	371	207	20	56	29	18	41	964
大阪	281	29	46	33	23	27		113	2,146	1,043	59	290	224	95	435	2,698
兵庫	453	13	32	25	6	53		243	738	441	16	58	25	43	155	1,563
奈良	106	4	7	4		1		85	155	88	22	3	21	3	18	362
和歌山	75	3	1	1		2		79	182	86	3	16	23	9	45	343
鳥取	27		2					20	64	32	2	2	1	2	25	113
島根	54	1	1	5				66	46	25	1	7			13	173
岡山	570	4	15	8	1	3	1	136	252	159	11	12	6	9	55	990
広島	485	18	17	40	2	19		209	596	352	16	49	24	29	126	1,386
山口	224	3	2			1		72	215	107	13	7	12	17	59	517
徳島	112	4	3	4		1		355	37	21	3	1		3	9	516
香川	46	8	15	9		1		106	93	62	1	5	1	4	20	278
愛媛	231	7	24	32	3	7		1,047	531	332	15	51	28	25	80	1,882
高知	229	6	6	6		33		1,024	193	104	6	37	19	11	16	1,497
福岡	524	5	21	5		8		89	558	310	12	51	43	21	121	1,210
佐賀	77	2	2					25	56	30	2	2	3		19	162
長崎	843	2	1					46	81	60	1	5	6	4	5	973
熊本	180	4	1	1		2		235	108	62	2	10	15	8	11	531
大分	382	3	12	14	7	8		612	223	136	5	20	19	3	40	1,261
宮崎	82	2		1				501	101	54	8	5	15	6	13	687
鹿児島	175	5	12	1		7		266	214	138	8	12	9	4	43	680
沖縄	20	1				1		26	63	32	1	4	8	8	10	111
合計	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働基準行政関係通達

## 2004年度

2004. 4. 1 基発第0401004号「就業規則等点検指導員の配置について」★
2004. 4. 1 基監発第0401001号「就業規則等点検指導員の配置等に関して留意すべき事項について」★
2004. 4. 1 基監発第0401002号「有期労働契約の契約期間の上限延長等に伴う労使間のトラブル等の把握について」★
2004. 4. 1 基発第0401007号「労働条件改善アドバイザーの配置について」★
2004. 4. 1 基監発第0401003号「労働条件改善アドバイザーの配置等に関して留意すべき事項について」★
2004. 4. 1 基発第0401008号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令等の一部改正について」★
2004. 4. 1 基発第0401010・011号「独立行政法人労働者健康福祉機構法の施行等について」★
2004. 4. 1 基発第0401012号「『炭鉱災害による一酸化炭素中毒に係るアフターケアに要する費用の算定及び投薬方針について』の一部改正について」★
2004. 4. 1 基発第0401017号「国有林野事業の組織改正等に伴う労働基準法別表第1各号の適用について」★
2004. 4. 1 基発第0401018号「『建設労働者の労働条件確保のための相互通報制度について』の一部改正について」★
2004. 4. 1 基発第0401025号「労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項に関する業務の委嘱について（依頼）」★
2004. 4. 1 基発第0401026号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
2004. 4. 1 基発第0401037号「労災保険再審査請求事案に係る専門的事項に関する業務の委嘱について」★
2004. 4. 1 基発第0401038号「『労災特別援護措置について』の一部改正について」★
2004. 4. 1 基発第0401040号「『労働者派遣法（第3章第4節関係）に係る監督指導について』の一部改正について」★
2004. 4. 1 基監発第0401004号「労働者派遣法（第3章第4節関係）に係る監督指導に当たって留意すべき事項について」★
2004. 4. 1 基安発第0401001号「化学物質対策課及び化学物質評価室の設置に伴う事務の所掌等について」★
2004. 4. 1 基安安発第0401001号「化学物質対策課の設置に伴う事務の所掌について」★
2004. 4. 1 基安労発第0401001号「化学物質対策課の設置に伴う事務の所掌について」★
2004. 4. 1 基安化発第0401001号「化学物質対策課の設置に伴う事務の所掌について」★
2004. 4. 5 発基第0405001号「未払賃金立替払事業費補助金の交付要綱について」★
2004. 4. 8 基監発第0408001号「労働時間管理の適正化の推進について」★
2004. 4. 12 基発第0412001号「平成16年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施について」★
2004. 4. 12 基発第0412002号「平成16年度中央労災補償監察及び中央労働保険適用徴収業務監察について」★
2004. 4. 13 基発第0413001号「平成16年度労災関係非常勤職員の配置人員について」★
2004. 4. 13 基発第0413003～005号「平成16年度全国安全週間の実施について」★
2004. 4. 13 基発第0413007号「職場適応訓練等従事者の特別加入の取扱について」★
2004. 4. 16 基発第0416001号「労災就学等援護金支

- 給要綱の一部改正について」★
2004. 4. 21 基発第0421004号「ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令の施行及びボイラー及び圧力容器安全規則第24条第2項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める自動制御装置を定める告示の制定について」※☆
2004. 4. 21 基発第0421005号「『ブロック検査担当官会議における質疑事項の回答について』の一部改正について」☆
2004. 4. 21 基発第0421007号「平成16年度『労働災害動向調査』の実施について」★
2004. 4. 26 基発第0426003号「『クレーン通路及び保護装置―第1部：一般』に係る工業標準の制定について（公示）」☆
2004. 4. 28 基発補発第0428004号「農業者に係る特別加入制度の周知について（依頼）」★
2004. 5. 11 基発第0511003号「社会保険労務士が行う求人への申込みに係る事務代理の取扱いについて」★
2004. 5. 12 基発第0512006号「労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号ロに掲げる作業に従事する者に係る特別加入の取扱いについて」☆
2004. 5. 12 基安発第0512001号「移動式クレーン等の製造検査等に当たっての留意事項について」※☆
2004. 5. 13 基発第0513001号「職場における喫煙対策推進のための教育の実施について」※☆
2004. 5. 13 基発第0513002号「『事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針』について等関係通達の一部改正について」☆
2004. 5. 13 基安発第0513001号「『陸上貨物運送事業における快適職場形成の推進について』の一部改正について」※☆
2004. 5. 14 基発第0514006号「平成16年度外国人労働者問題啓発月間について」★
2004. 5. 14 基監発第0514001号「平成16年度外国人労働者問題啓発月間の実施に当たって留意すべき事項について」★
2004. 5. 17 基安発第0517001号「熱中症の発生状況（平成15年分）について」※☆
2004. 5. 18 基徴発第0518001号「個人情報保護に関する基本方針等について」★
2004. 5. 20 基監発第0520001号「労働時間管理の適正化の推進状況の把握について」★
2004. 5. 26 基総発第0526001号「世代間の働き方の不均衡は是とライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指すワークシェアリングの推進について」★
2004. 5. 26 基安化発第0526003・004号「石綿含有製品の代替化の促進について」（文部科学省研究振興局量子放射線研究課長・研究開発局核燃料サイクル研究開発課長宛）☆
2004. 6. 1 基発第0601002号「『労災保険業務機械処理手引（電子申請関連）』の一部改正について」★
2004. 6. 1 基発第0601003号「『労働基準行政情報システムに係る機械処理（電子申請関連）』の一部改正について」★
2004. 6. 4 基発第0604001号「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」☆
2004. 6. 4 基発第0604002号「障害等級認定基準の一部改正について」☆
2004. 6. 4 基発第0604003号「せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢障害に関する障害等級認定基準について」☆
2004. 6. 4 基発第0604004号「眼の障害に関する障害等級認定基準について」☆
2004. 6. 4 基発補発第0604001号「せき柱及びその他の体幹骨、上肢、下肢並びに眼の障害に関する障害等級認定基準の施行に当たって留意すべき事項について」★
2004. 6. 7 基監発第0607001号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」★
2004. 6. 7 基安計発第0607001号「厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業中間・事後評価委員会の評価結果について」★
2004. 6. 7 基安計発第0607002号「厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業中間・事後評価委員会の評価結果について」★
2004. 6. 7 基安発第0607001号「クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に係る定期自主検査者教育について」※☆
2004. 6. 9 基安発第0609001号「登録教習機関等に係る個人情報の保護について」☆
2004. 6. 11 基発保発第0611001・002号「労災行政情報管理システムにおける情報管理の徹底について」★
2004. 6. 14 基発第0614001・002号「製鉄所における

## 2004年度 労働基準行政関係通達

- コークスホルダーの『化学設備』の適用について」※☆
2004. 6. 14 基安労発第0614001号「平成15年の酸素欠乏症等の発生状況について」※☆
2004. 6. 15 基労管発第0615001号「予算決算及び会計令第90条の規定に基づき最低入札者を落札者としなかった場合の書面の提出について」★
2004. 6. 16 基労管発第0616001号「政府調達に係るアクション・プログラムのフォローアップについて(回答)」★
2004. 6. 21 基発第0621004号「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」※☆
2004. 6. 21 基監発第0621001号「使用停止等処分基準及び緊急措置基準の一部改正に対する意見聴取について」★
2004. 6. 24 基安発第0624001～003号「コーヒー液の抽出工程における一酸化炭素中毒の防止について」※☆
2004. 6. 24 基安化発第0624001号「コーヒーの抽出工程における一酸化炭素中毒の防止について」☆
2004. 6. 30 基安発第0630001～003号「労働者の疲労蓄積度チェックリストの送付について」☆
2004. 7. 2 基発第0702003・004号「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」※☆
2004. 7. 2 基安化発第0702001号「蛇紋岩系左官用モルタル混和材中の石綿の定量分析について(試験分析機関宛)」☆
2004. 7. 2 基安化発第0702002号「石綿を含有することが明らかとなった蛇紋岩系モルタル混和材に係る指導について」★
2004. 7. 5 基監発第0705001号「平成16年度における新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施について」★
2004. 7. 7 基監発第0707001号「自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対する対応について」★
2004. 7. 13 基安化発第0713001号「インジウム・スズ酸化物等取扱い作業における当面のばく露防止対策について」※☆
2004. 7. 16 基安発第0716001・002号「製鉄事業場における化学設備等の定期自主検査等の徹底について」※☆
2004. 7. 22 基監発第0722001号「監督業務に係る法令等の疑義照会方法の統一について」★
2004. 7. 29 基監発第0729001号「平成16年10月から適用される社内預金の下限利率について」★
2004. 7. 29 基安安発第0729001号「構造規格適用除外の取り扱いについて」☆
2004. 7. 29 基安安発第0729002号「研削盤等構造規格第31条の規定に基づく適用除外について」☆
2004. 7. 29 基安安発第0729003・004号「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外照会に対する通知」☆
2004. 7. 30 基労保発第0730001・002号「平成15年度労働災害統計関係リストの送付について」★
2004. 8. 3 基安発第0803001・002号「造船業における塗装作業による有機溶剤中毒予防対策の徹底について」※☆
2004. 8. 3 基労補発第0803001号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★
2004. 8. 3 基労保発第0803001号「スライド率等の改定等による変更決定通知書」及び『年金額等変更リスト』等の送付について」★
2004. 8. 6 基安労発第0806001号「熱中症の予防について」☆
2004. 8. 5 基労補発第0805001号「平成16年度労災診療費実態調査の実施について(依頼)」★
2004. 8. 6 基安化発第0806001～003号「蛇紋岩系左官用モルタル混和材中の石綿の分析が可能な機関について」☆
2004. 8. 10 基監発第0810001号「『外国人労働者の雇用、労働条件に関する指針』について」の一部改正について」★
2004. 8. 18 基労発第0818001号「業務上疾病に係る国内外の研究動向等に関する意見書の提出依頼について」★
2004. 8. 19 基労補発第0819001号「長期療養者の適正給付に係る情報提供について」★
2004. 8. 19 基労補発第0819002号「診療費請求内訳書等の情報提供について」★
2004. 8. 24 基安計発第0824001号「安全衛生指導結果を登録するための労働基準行政情報システムの改修等について(意見照会)」★
2004. 8. 26 基安化発第0826001号「蛇紋岩系混和材を使用した製品に係る指導について」★
2004. 8. 27 基発第0827003～005号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」※☆



☆

2004. 8. 27 基安化発第0827009・010号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」  
\*※☆

2004. 8. 30 基勞補発第0830001号『『労災診療費算定マニュアル』の送付について』★

2004. 9. 1 基安発第0901001号「精神科医を対象とした産業保健に関する研修の周知について」  
☆

2004. 9. 6 基安勞発第0906001号「熱中症の発生状況について(速報)」☆

2004. 9. 7 基安化発第0907001・002号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」★

2004. 9. 10 基發第0910001号「労災診療費に関する会計実地検査の結果について」★

2004. 9. 21 基安化発第0921001・002号「アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止について」\*※☆

2004. 9. 22 基發第0922002号「特別司法警察職員の人員及び捜査活動状況について(回答)」★

2004. 9. 24 基發第0924001号『『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について(内申)』  
★

2004. 9. 28 基安安発第0928001号「災害調査復命書の写しの送付について(依頼)」★

2004. 9. 29 基發第0929001号「日本郵政公社の組織改正に伴う労働基準法別表第1各号の適用について」★

2004. 9. 29 基發第0929002号「財団法人労災ケアセンターに対する立入検査結果の報告及び改善勧告書の交付について」★

2004. 9. 29 基勞補発第0929001号「平成16年度労災診療費実態調査の実施について(依頼)」★

2004.10. 1 事務連絡(安計法規担当補佐)「特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令について」☆

2004.10. 5 基發第1005001・002号「労災診療費の適正払いの徹底について」★

2004.10. 6 基徴発第1006002号「社会保険労務士の懲戒処分について」★

2004.10. 7 基徴発第1007001号「社会保険労務士制度の適正な運営について」★

2004.10.14 基安勞發第1014001号「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きの送付について」☆

2004.10.14 基勞補發第1014001号『『厚生年金整形外科療養委託事業』の廃止に伴う事務処理に

ついて」★

2004.10.18 基發第1018001号「年金スライド率の低下に伴う労災就学援護費の取扱いについて」  
★

2004.10.22 基發第1022001号「使用停止等処分基準等の改正について」★

2004.10.22 基監發第1022001号「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導に当たって留意すべき事項について」★

2004.10.22 基監發第1022002号「使用停止等処分基準及び緊急措置基準に係る各局意見に対する本省処理見解について」★

2004.10.22 基監發第1022003号「使用停止等処分基準の一部改正に対する意見聴取について」  
★

2004.10.22 基安發第1022001～003号「災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について」☆

2004.10.28 基發第1028001号「労働基準局報告例規の一部改正について」★

2004.10.28 基勞補發第1028001号「新潟県中越地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について」★

2004.10.29 基發第1029006～009号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱ふに当たっての留意事項について」\*※☆

2004.10.29 基發第1029010・011号「平成16年度新潟県中越地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」★

2004.10.29 基監發第1029001発第号「新潟県中越地震被災地域における監督指導業務の当面の運営について」★

2004.10.29 基安發第1029001～003号「新潟県中越地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」☆

2004.11. 2 基安發第1102001～003号「次亜鉛素酸塩溶液と酸性溶液との混触による塩素中毒災害の防止について」\*※☆

2004.11. 8 基安化發第1108001・002号「蛇紋岩系左官用モルタル混和材中の石綿の分析が可能な機関について(追加)」☆

2004.11. 9 基安計發第1109001号「労働基準行政情報システムにおける検査業者登録状況報告管理の機能追加に係る初期データベースの構築に当たっての情報提供について(依頼)」  
☆

2004.11.12 基徴發第1112001号「新潟県中越地震の

## 2004年度 労働基準行政関係通達

- 災害による労働保険料の取扱いに係る対応について」★
- 2004.11.17 基発第1117009・010号「新潟県中越地震に伴う監督指導時等の措置について」★
- 2004.11.22 基発第1122001号「労働基準法第61条第5項の規定により読み替えられた同条第2項に規定する厚生労働大臣が必要であると認める場合及び期間について」★
- 2004.11.9 基安発第1109001～004号「コンクリートポンプ車のブームの破損による労働災害の防止の一層の徹底について」★
- 2004.11.25 基発第1125006号「『機械類の安全性一設計のための基本概念、一般原則』に係る工業標準の設定について」★
- 2004.11.30 基安化発第1130001号「石綿含有製品の代替化計画の促進に係る説明会の開催について」★
- 2004.12.1 基発第1201002号「特別加入者である中小事業主が委託する労働保険事務組合を変更する場合の取扱いについて」★
- 2004.12.7 基発第1207001号「建設業における労働基準法等違反事業場について（通報）」★
- 2004.12.8 基発第1208002～005号「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」※☆
- 2004.12.8 基発第1208008号「北海道石炭じん肺訴訟に係る札幌高等裁判所和解案に対する意見について」★
- 2004.12.17 基安化発第1217001号「石綿含有製品の代替化の一層の促進について」★
- 2004.12.22 基労保発第1222001号「『労災保険機械業務便覧（平成15年度）』の送付について」★
- 2005.1.7 基発第0107004号「労働福祉事業実施要綱の一部改正について」★
- 2005.1.11 基発第0111004号「破産中立事件に係る争訟事件の終了について」★
- 2005.1.12 基安計発第0112001号「安全衛生指導結果を登録するための労働基準行政情報システムの改修等について（追加意見照会）」★
- 2005.1.17 基発第0117001号「地方じん肺診査医、労働衛生指導医及び粉じん対策指導委員の任命について」★
- 2005.1.19 基発第0119002号「平成16年度中央労災補償監察結果について」★
- 2005.1.19 基発第0119003号「平成16年度中央労災保険適用徴収業務監察結果について」★
- 2005.1.25 基発第0125004・005号「労働福祉事業実施要綱の一部改正について」★
- 2005.1.26 基安計発第0126001・002号「安全衛生委員会の構成員に関する昭和47年9月18日付け基発第602号の行政解釈に係る疑義について（回答）」★
- 2005.1.28 基安化発第0128001～003号「廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について」※☆
- 2005.1.31 基労補発第0131001号「不法就労外国人に対する労災補償状況（平成15年度分）について」★
- 2005.2.1 基発第0201009号「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」★
- 2005.2.7 基発第0207006～009号「『防じんマスクの選択、使用等について』及び『防毒マスクの選択、使用等について』について」※☆
- 2005.2.10 基発第0210003～005号「PCB廃棄物の処理作業場における安全衛生対策について」※☆
- 2005.2.10 基安発第0210001号「PCB廃棄物の処理作業場における安全衛生対策について」★
- 2005.2.10 基安化発第0210001号「PCB廃棄物の処理作業場等における安全衛生対策に係る留意事項について」★
- 2005.2.14 基発第0214002号「平成16年度中央監察結果の概要について」★
- 2005.2.14 基労補発第0214001号「振動障害に係る適正給付管理対策の第7次3か年計画の策定について」★
- 2005.2.15 基発第0215001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
- 2005.2.15 基発第0215002号「特定化学物質等障害予防規則等の一部改正について」※☆
- 2005.2.16 基発第0216002号「使用停止等処分基準及び緊急措置基準の改正について」★
- 2005.2.16 基監発第0216001号「使用停止等処分基準及び緊急措置基準に各局に係る意見に対する本省処理見解について」★
- 2005.2.23 基安安発第0223001号「建設業労働災害防止協会に対する適正な技能講習の徹底に係る要請について」★
- 2005.2.24 基発第0224007・008号「医療機関におけるグルタルアルデヒドによる労働者の健康障害防止について」※☆
- 2005.2.24 基安化発第0224001号「医療機関におけるグルタルアルデヒドによる労働者の健康障害防止について」★

2005. 2. 28 基監発第0228001号「平成17年4月から適用される社内預金の下限利率について」★
2005. 2. 28 基勞発第0228001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2005. 3. 2 基發第0302005号「労働基準法解釈例規について」★
2005. 3. 2 基發第0302008号「労働基準法等の一部改正について」★
2005. 3. 4 基發第0304002・003号「快適職場環境形成促進事業委託要綱の改正について」☆
2005. 3. 8 基勞補發第0308001号「労災診療費に係る点検業務について」★
2005. 3. 11 基發第0310003号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領の改正について」※☆
2005. 3. 11 基發第0311008号「労働時間等に関する調査的監督について」★
2005. 3. 14 基發第0314001号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
2005. 3. 14 基發第0314006号「毎月勤労統計調査特別調査の調査票の使用について」★
2005. 3. 14 基賃時發第0314001号「『賃501 地方最低賃金審議会委員任命報告』及び『賃503 地方最低賃金審議会審議状況等報告』の一部改正について」★
2005. 3. 15 基發第0315006号「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令について」★
2005. 3. 15 基監發第0315002号「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって留意すべき事項等について」★
2005. 3. 15 基安安發第0315001号「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって留意すべき事項等について」★
2005. 3. 15 基勞補發第0315001号「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって留意すべき事項等について」★
2005. 3. 15 基勞保發第0315002号「労災年金受給者に係る情報の提供について(回答)」★
2005. 3. 16 基安安發第0316001・002号「エピクロロヒドリンの生殖毒性に係る有害性調査の結果及び健康障害を防止するための措置について」※☆
2005. 3. 18 基發第0318003~005号「石綿障害予防規則の制定について」※☆
2005. 3. 18 基發第0318011号「職員の無報酬兼業について」★
2005. 3. 18 基勞保發第0318001号「都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険の給付事務等に係る情報セキュリティ対策の実施について」★
2005. 3. 22 基勞補發第0322001号「福岡県西方沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について」★
2005. 3. 23 基徵發第0323001号「収納事務に関する総点検の結果及び事務処理の留意点について」★
2005. 3. 23 基安安發第0323001号「石綿障害予防規則の周知に当たって留意すべき事項について」☆
2005. 3. 23 基安安發第0323002・003号「石綿障害予防規則の施行について(協力依頼)」★
2005. 3. 24 基安安發第0324001号「製造業における自主的な安全衛生管理活動の促進について」★
2005. 3. 24 基安安發第0324001号「製造業における自主的な安全衛生管理活動の促進対策の実施に当たって留意すべき事項について」★
2005. 3. 24 基安安發第0324001号「製造業における自主的な安全衛生管理活動の促進対策の実施に当たって留意すべき事項について」★
2005. 3. 25 基發第0325002号「レーザー光線による障害の防止対策について」※☆
2005. 3. 25 基發第0325006号「安全衛生業務運営要領の改正について」★
2005. 3. 25 基發第0325007号「労働基準行政情報システム事務処理手引(安全衛生指導結果等情報関連編)について」★
2005. 3. 25 基發第0325008号「労働基準情報システムに係る機械処理(安全衛生関連)について」★
2005. 3. 25 基安安發第0325001号「安全衛生指導結果を登録するための労働基準行政情報システムの改修等について(回答)」★
2005. 3. 25 基安安發第0325001号「平成17年度地域産業保健センター事業の委託契約額について」★
2005. 3. 28 基發第0328007号「『労働基準情報システムに係る機械処理手引(電子申請関連編)』の一部改正について」★
2005. 3. 28 基發第0328008号「『労働基準情報システムに係る事務処理手引(電子申請関連編)』の一部改正について」★
2005. 3. 28 基發第0328009号「『労働基準局の内部組

## 2004年度 労働基準行政関係通達

- 織に関する細則」の一部改正について(内申)  
★
2005. 3. 28 基勞補発第0328003号「農業者に係る特別加入制度の周知について(依頼)」★
2005. 3. 29 基安化発第0329001・002号「蛇紋岩系左官用モルタル混和材中の石綿の分析が可能な機関について(追加)」★
2005. 3. 29 基勞補発第0329001号「労災診療費に係る重点審査について」★
2005. 3. 29 基勞保発第0329001号「公印の印影を印刷した通知書等の取扱いについて」★
2005. 3. 30 基発第0330001号「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備について」★
2005. 3. 30 基勞補発第0330001号「労災保険における柔道整復師施術料金に係る取扱いについて」★
2005. 3. 31 基発第0331004号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組について」★
2005. 3. 31 基発第0331011号「林業架線作業主任免許規程の一部を改正する件の制定について」★
2005. 3. 31 基発第0331012号「平成17年度地方労働行政運営方針について」★
2005. 3. 31 基発第0331014号「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について」★
2005. 3. 31 基発第0331015号「登録教習機関等の登録に対する登録免許税の課税について」★
2005. 3. 31 基発第0331016号「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令の施行について」★
2005. 3. 31 基発第0331017・018号「屋外作業等における作業環境管理に関するガイドラインについて」※★
2005. 3. 31 基発第0331019号「局所排気装置の定期自主検査指針の一部を改正する指針等の制定、官報掲載及び周知等について」★
2005. 3. 31 基総発第0331001号「平成17年度業務運営に係る重点化ガイドラインについて」★
2005. 3. 31 基勞補発第03310001号「医療関係質疑応答集」の送付について」★
- \* 厚生労働省「法令等データベースシステム」掲載 (<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>)
- ※(財)安全衛生情報センター「法令情報」掲載 (<http://www.jaish.gr.jp/anken/html/select/anh00.htm>)
- ★開示請求手続により入手したもの(手続中を含む)  
☆「行政サービス」として提供させて入手したもの

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

- 購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)
- 見本誌を請求してください。

# 安全センター情報



# 全国安全センターの 活動報告と方針案

## 1. 世界アスベスト会議

昨(2004)年度、全国安全センターはその精力のほとんどを、11月19-21日の3日間、東京・早稲田大学国際会議場で開催された「2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」の成功のために注ぎ込んだといっても過言ではありません。

組織委員会委員長に就任した天明佳臣議長を先頭に、古谷杉郎事務局長も組織委員会事務局長にほぼ専念するとともに、多くの地域安全センターとそのスタッフがGAC2004の準備と運営を支えました。

準備段階では、2004年4月のプレ・イベントで、名古屋(名古屋)、関西(大阪)、愛媛(松山)、鹿児島(鹿児島)、神奈川(横須賀)の各地域センターが括弧内記載の地域集会を中心的に担い、世界会議の取り組みを全国にひろげることには貢献しました。

また、会議本番の舞台裏では、首都圏の安全センタースタッフらが、海外参加者の出迎えや会場受付、セッションの運営、総勢130名にもものぼったアルバイト・ボランティアスタッフの募集から管理までを担ったばかりでなく、「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」(<http://www.asbestos-center.jp/>)と「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」(<http://www.chuuhishu-family.net/>)が会場内で開設したホットラインの相談にも、東京、関西、愛媛の地域センタースタッフが中心になって対応しました。

おかげさまでGAC2004は、世界の40近い国と地域からの120名の海外代表を含めて、800名が参加する一大イベントとして大成功をおさめることができました。

口演(全体会議7セッションと8つのワークショップ)とポスターセッションを合わせた発表数が150。アス

ベストにかかわるほとんど全ての側面を包括的に取り上げ、なおかつ、現状と課題、最新の治験、及び解決へのサジェッションが提起されました。

20近い国・地域の被災者・家族及びそれを支援するグループの代表が一堂に会したのは史上初めてのことであり、労働者、市民、医療従事者、弁護士、様々な分野の専門家・研究者、行政関係者、学生等々を含め、まさに学際的・国際的な参加者が、会議ばかりではなく、写真展やビジュアル・メッセージ展、ソーシャルイベントや展示ブース等の場で、フェイス・ツー・フェイスの関係を築いたことの真価は、言葉では言い尽くせません。

具体的な果実としても「東京宣言」(2005年3月号4-5頁囲み参照)が採択されただけでなく、所属する国際労働組合組織の枠を越えた3つの国際建設労働組合の「共同宣言」(同前10-11頁囲み参照)が発表されたことも画期的なことでした。

GAC2004は、アスベスト・リスクのない世界をめざす国際的な取り組みにとってもターニング・ポイントになっています。世界の労働組合は、今(2005)年6月の第93回国際労働会議(ILO総会)で、地球規模でのアスベスト禁止の早期実現を求めるキャンペーンを開始、来年のILO総会で具体的合意を取り付けることを目標に掲げています。また、自立的な国際的学術団体であるラムッチーニ協会(<http://www.collegiumramazzini.org/>)は、1999年(1999年5月号参照)に続いて再び、「アスベストの国際的禁止の要求」を発表しました(AJIM, 47:471-474, 2005)。アジアでの動きも始めています。

一昨年の第14回総会で確認した、「たんに世界会議をイベントとして成功させるということではなく、①日本における全面禁止の早期・確実な実現、②今後一層の増加が予想される健康被害対策、及び、

③既存アスベスト対策の確立をはかること、また、④世界的な禁止の実現—とりわけアジアにおける取り組みの前進に寄与すること等をめざして、その成功のために全力を注ぎます」という方針を、さらに遂行していくことが求められています。

## 2. アスベスト・パニック

そして迎えた2005年、まさに私たちは「アスベスト・パニック」と言ってよい状況を迎えました。7月中、日本中の各種メディアが「アスベスト」を取り上げない日はありませんでした。

発端は、「クボタ・ショック」とも言われるように、1954～75年に青石綿等を原料として水道管を、1960～2001年に白石綿等を使用した住宅建材(屋根材、外壁材)を製造していたクボタ旧神崎工場(尼崎市)の社員や出入り業者に中皮腫や肺がん等のアスベスト関連疾病が多発、さらに同工場の1km以内に住んでいた住民5人(内2人は死亡)にも中皮腫が発症していることが明らかになったことです。

「クボタが突然情報を公開した」かのように受け止められている向きもありますが、本当の引き金は、住民被害者の勇気です。GAC2004の準備期間中に、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会や関西・尼崎の地域センターを介してお互い知り合った住民被害者が、「一体工場のなかで何が起こっていたのか」という素朴な疑問を会社にぶつけたことが全ての始まりでした。

以来、中皮腫・じん肺・アスベストセンターや各地の安全センター等に相談や問い合わせが殺到しています。患者と家族の会やアスベストセンターの設立はこの日の備えであったとも言えるわけですが、各地における被害者への対応などは、引き続き全国安全センターのネットワークがフル稼働しているところですし、この機会に相談ネットワークの網の目もさらにひろげていければとも考えています。

クボタから始まった企業の、健康被害の発生状況(労災認定者)等に関する情報公開の波は、経済産業省や国土交通省による関係業界に対する調査指示と結果の公表に波及しましたが、いずれもクボタが住民被害者に開示した内容と比較すれば、ほとん

ど無意味に等しいものでした。この流れは結局、厚生労働省による「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表」という事態にまで至りました。石綿対策全国連絡会議が(社)日本石綿協会に対して要求しているように、今後、企業や関係省庁にはクボタ並みの意味のある(労働者・住民、自治体等の関係者とのリスクコミュニケーションに資する)情報の開示が求められています。

しかし、メディアがこれだけ加熱しているのは、労働者のみならず家族や住民にまで被害が広がっている恐れがあるからにほかなりません。逆に言うと、労働者の被害だけでは、このような事態にはならなかったのではないかという面もありますが、私たちが主張し続けてきた、アスベスト問題の総合的対策の確立に向けた契機となり得るものです。しかし、これまでに国・関係省庁が実施した対策(Q&Aや相談窓口等)や実態調査等の指示にはほとんど見るべきものはなく、7月29日のアスベスト問題に関する関係閣僚会合で確認された「アスベスト問題への当面の対応」をみても、数少ない新たな施策への言及はほとんどが「検討」で決断は先送り、真に総合的対策が確立されるかどうかはいまだ定かではありません。

これに対しては、7月14日に、患者と家族の会から緊急の「要望」(7月28日に改訂)とアスベストセンターの「10項目対策の提言」が発表され(各々のホームページ参照)、7月26日には石綿対策全国連が「アスベスト問題に係る総合的対策に係る提言」を内閣総理大臣に提出しているところ( <http://park3.wakwak.com/banjan/> )。

政局は、郵政民営化関連法案の参議院での否決、衆議院解散・総選挙という新局面を迎え、事態は混迷を深めてはいますが、石綿対策全国連に結集する労働組合、市民団体、関係個人や患者と家族の会、アスベストセンター等とともに、緊急を要する諸課題の早期実現と総合的対策の確立をめざした取り組みを強化していきます。

## 3. フリーダイヤル・相談ネットワーク

全国安全センターは、2003年度の全国一斉ホットラインを契機に、「労災職業病なんでも無料電話

相談専用フリーダイヤル」をスタートさせました。電話番号は、0120-631202。以降、この電話番号で、日本全国どこからでも無料で相談を受け付けられる体制になっています。

また、全国各地、様々な領域で労働・生活相談等を実施している諸団体に働きかけて、フリーダイヤルを宣伝してもらったり、フリーダイヤルに寄せられた相談事例を引き受けてもらうネットワークづくりも合わせて追求しているところです。

2004年10月30-31日には、GAC2004の準備で超多忙の合間をぬって、徳島で、「第1回労災事例検討学習会」を開催。「労災職業病相談マニュアル」の解説や「労災相談実務講習」、アスベストセンター代表の名取雄司医師からアスベスト関連疾患の相談対応についての提起を受けるなどしました。前述のとおり、アスベスト問題の相談が殺到しているところですが、相談対応能力の向上に一層役立つ取り組みを継続していきます。

2005年度の全国一斉ホットラインは、総会の開催日程との関係で、例年の全国労働衛生週間よりずれ込むこととなりますが、前述のアスベスト問題の総合的対策の確立にも資するようものにてできればと考えています。

## 4. 厚生労働省交渉

毎年の全国一斉ホットラインの実施と厚生労働省交渉は、全国安全センター独自の取り組みとして定着しています。厚生労働省交渉については、数年来、国会議員等を介さずに独自に窓口を開き、原則1団体1時間という制限にとらわれずに3～4時間、人数制限も事実上撤廃させるというかたちで継続しています。今年度の厚生労働省交渉は、7月21日に実施したところです。

①各地の労働基準監督署や都道府県労働局等との交渉の積み重ねのうえに、厚生労働省交渉を位置づける努力をすること。②フリーダイヤル常設化や労災職業病相談ネットワーク構想の実現等を通じて、より幅広く現場に密着した問題の掘り起こしをはかること。③情報公開法を活用した開示請求手続、パブリック・コメント手続、審議会や専門検討

会等の傍聴など、新たに広がった多様なチャンネルを有機的に結合して、より効果的な交渉内容としていくこと、などが求められていると考えます。

## 5. 情報公開推進局

情報公開法等を活用して、この間、全国安全センターと地域安全センター等が入手してきた資料・情報は莫大なものになっています。

その一部はおりにふれて「安全センター情報」紙面等で公開し、本号で紹介しているように、総会議案を掲載する号の特集を「安全衛生をめぐる状況」として、「労働災害職業病統計」及び「労働基準行政関係通達」を、言わば年報のようなかたちで紹介するスタイルも定着してきました。これらの情報は、本誌以外では入手できない貴重な情報として高い評価を得ています。

しかし、それらですら入手情報の一部に過ぎず、これらの資料・情報をどう活用していくか、活用できるようにしていくかということで、検討の結果、これらの資料・情報を提供する全国安全センター情報公開推進局ホームページ(<http://www.joshrc.org/~open/>)を立ち上げました。

開示請求等により入手した、ここでしか得られない貴重な資料はもとより、ほとんど全ての職業病の認定基準等も掲載されており、労働相談の実務担当者や労働組合関係者等々による積極的な活用が望まれています。

現在、一月に1,100件程度のアクセスがありますが、類例をみないころみで、試行錯誤を重ねているところでもあり、皆様からのご意見、ご提案を歓迎します。メールマガジン「情報公開推進局 新着レポート」も発行中ですので、ご購入を希望される方は、ぜひオンライン登録をしてください。

今後は、枚数の多い事務手引などを中心に、情報公開推進局の独自収入源の一部と位置づけ、PDFファイルのデジタルデータとして積極的に販売していきたいと考えています。

## 6. 労働安全衛生法等改正案



厚生労働省は、第159回時期通常国会に、労働安全衛生法、労災保険法、労働保険保険料徴収法、労働時間短縮促進法を一括して改正する法律案を提出しました。

主な改正内容は、以下のとおりです。

- ① 事業者によるリスクアセスメントの実施
- ② 元方事業者等による作業間の連絡・調整等
- ③ 化学物質等製造・取扱設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置の新設
- ④ 化学物質等に係る表示・文書交付制度の改善
- ⑤ 健康診断実施後の事後措置の改善
- ⑥ 月100時間超残業者への面接指導等
- ⑦ 複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を通勤災害保護制度の対象に追加
- ⑧ 有期事業に係るメリット制の調整幅の最高限度の拡大
- ⑨ 労働時間短縮促進法を労働時間設定改善法に改める

なお、この改正案に対して、衆議院の厚生労働委員会が民主党から、アスベスト関連疾患等の潜伏期間の長い職業病に関する労災保険給付について、消滅時効が完成した場合でも請求することができるように労災保険法を改正する等とする修正案も提出されています。

しかしながら、郵政民営化法案をめぐる衆議院解散・総選挙という事態になって、秋の臨時国会で継続審議されることとなりました。

## 7. 参加型安全衛生活動の活性化

全国安全センターでは設立以来、働く者のイニシアティブによる参加型労働安全衛生トレーニング・活動を提唱、促進してきましたが、その実績は、決して十分なものとは言えません。

労働安全衛生法の見直しが論議となっているなかで、いま一度取り組みの再活性化を図っていきたく考えています。ひとつには、安全センター版メンタルヘルス・アクションチェックリスト(仮称)を開発し、その活用を図っていく可能性を追求します。また、東京労働安全衛生センターが新たに着手している「健

康に働く草の根ネット」を、各地域や職場で活用できるように働きかけていきたいと考えています。

国際労働研究センター(<http://www2u.biglobe.ne.jp/~ctls/>)が、アメリカで労働安全衛生の民衆教育(ポピュラー・エデュケーション)等に取り組む専門家を招いて11月に行う予定のシンポジウムや交流の機会も有効に活用できればと考えています。

## 8. 草の根国際交流の促進

GAC2004は、この間の韓国、香港、台湾をはじめとしたアジアの労働安全衛生NPOとの相互交流、アスベスト問題に取り組む世界の諸団体・個人との連絡・連携を集約する場ともなり、また、数多くの新たな出会いの場ともなりました。

GAC2004の成果と新たな出会いを跳躍台として、草の根国際交流を一層促進していきます。今年、アジア・ネットワーク(ANROAV)は、「正義のための闘い(Struggle for Justice)」という本を出版しました。

## 9. 運営体制と地域の掘り起こし

この間、各プロジェクト等に責任者を配置するとともに、事務局会議中心だった組織運営をあらため、運営委員会に準じた会議を定期的で開催することにより、運営体制の強化をはかることとしてきました。

GAC2004の準備・運営に事務局長がほぼ専念しなければならぬ状況のなかで、厚生労働省交渉や全国一斉ホットライン、労災事例検討学習会等を開催できたのはこの体制のおかげでもあります。引き続きアスベスト・パニックへの対応も含めて、組織運営の体制は言わば非常事態が継続してしまい、早急に立て直す必要性に迫られています。

同時に、各地域のニーズに応じていくこと、地域センターが存在しない地域におけるセンターづくりの可能性の掘り起こしとセンターづくりの支援に、運営委員会と各地域センター、会員の皆さんの豊かなりソースを活用しながら、積極的、目的意識的に取り組んでいきたいと考えています。そうした中での会員拡大、財政基盤の確立に、引き続きご協力をお願いいたします。





# 2004年度収支決算案

2004年4月1日から2005年3月31日

## 1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,830,000	1,700,000	130,000	2,000,000	▲ 170,000
賛助会費	4,272,000	4,316,000	▲ 44,000	5,000,000	▲ 728,000
購読会費	479,200	539,200	▲ 60,000	800,000	▲ 320,800
寄付金収入	590,000	1,201,148	▲ 611,148	800,000	▲ 210,000
資料頒布費	39,790	154,900	▲ 115,110	300,000	▲ 260,210
雑収入	2,685,002	1,430,464	1,254,538	1,000,000	1,685,002
前期繰越金	398,977	▲ 9,095	408,072	398,977	0
合計	10,294,969	9,332,617	962,352	10,298,977	▲ 4,008

## 2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	4,005,384	4,010,067	▲ 4,683	4,000,000	5,384
活動費	684,260	1,001,347	▲ 317,087	1,200,000	▲ 515,740
印刷費	2,066,311	2,047,860	18,451	2,400,000	▲ 333,689
通信運搬費	962,911	910,084	52,827	1,000,000	▲ 37,089
什器備品費	485,954	127,187	358,767	300,000	185,954
図書資料費	249,240	67,080	182,160	200,000	49,240
消耗品費	119,186	212,436	▲ 93,250	200,000	▲ 80,814
会議費	1,120,915	498,308	622,607	500,000	620,915
頒布資料費	0	40,301	▲ 40,301	100,000	▲ 100,000
雑費	16,020	18,970	▲ 2,950	100,000	▲ 83,980
予備費	0	0	0	298,977	▲ 298,977
小計	9,710,181	8,933,640	776,541	10,298,977	▲ 588,796
次期繰越金	584,788	398,977	185,811		
合計	10,294,969	9,332,617	962,352		

貸借対照表(2005年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	237,177		7,400	
預金				
普通預金(東京労働金庫)	306,753		82,614	
普通預金(富士銀行)	7,428		348,227	
郵便振替	33,430		60,736	
資産合計		584,788		498,977

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		100,000	
未払金	0		0	
負債合計		0		100,000
次期繰越金	584,788		398,977	
正味財産合計		584,788		398,977
負債及び正味財産合計		584,788		498,977

# 労災職業病 相談マニュアル



発行:(社)神奈川労災職業病センター  
B5版・56頁 頒価 500円

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505  
TEL: 045-573-4289 FAX: 045-575-1948 Eメール: k-oshc@jca.apc.org

本マニュアルは、労働組合やNPOなどが労災職業病の補償に関する相談を受ける際に、役に立つ、必要な事柄をまとめたものである。個別労災職業病の種類ごとに説明を進めたのは、相談を受けるノウハウを得るには、その方が理解しやすいと考えたからである。業務起因性がどうこうといった、抽象的な法律概念は避けた。労災保険法の説明を順番にしているわけではないし、手続の仕方を事細かに説明していないし、通達類の引用もできるだけ避けた。つまり、そうしたことを書いた類書はいくらでもあるし、その範囲であれば、会社の総務や労働基準監督署に聞けばよい。むしろ、それらに相談したが、あるいはそれらの対応が不十分な人が、相談に来るのであり、それに適切に答えることが求められる。

多くの被災者や遺族は、「法律どおりにいかない」＝「やっかいなケース」として、泣き寝入りを強いられてきた。それでも、実はいくつかのパターンや「よくある相談及びそれに対応するやり方」というのは存在する。それが一部の「職人的活動家」に蓄積されているが、あまりにももったいない。そうした蓄積が普遍的に流通しない理由は、いくつか考えられる。まず、何よりも補償制度そのものが複雑であることと、最も重要な労災認定基準が大きく変化してきた、あるいは理不尽にも変化しないことがあげられる。さらに地域によって、監督署、会社の対応などがあまりにも異なるのも事実だ。

# 2005年度収支予算案

2005年4月1日から2006年3月31日

## 1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,830,000	170,000	2,000,000	0
賛助会費	5,000,000	4,272,000	728,000	5,000,000	0
購読会費	800,000	479,200	320,800	800,000	0
寄付金収入	800,000	590,000	210,000	800,000	0
資料頒布費	300,000	39,790	260,210	300,000	0
雑収入	1,500,000	2,685,002	▲1,185,002	1,000,000	500,000
前期繰越金	584,788	398,977	185,811	398,977	185,811
合計	10,984,788	10,294,969	689,819	10,298,977	685,811

## 2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,200,000	4,005,384	194,616	4,000,000	200,000
活動費	700,000	684,260	15,740	1,200,000	▲500,000
印刷費	2,400,000	2,066,311	333,689	2,400,000	0
通信運搬費	1,000,000	962,911	37,089	1,000,000	0
什器備品費	500,000	485,954	14,046	300,000	200,000
図書資料費	300,000	249,240	50,760	200,000	100,000
消耗品費	200,000	119,186	80,814	200,000	0
会議費	1,000,000	1,120,915	▲120,915	500,000	500,000
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	100,000	16,020	83,980	100,000	0
予備費	484,788	0	484,788	298,977	185,811
合計	10,984,788	9,710,181	1,274,607	10,298,977	685,811

全国安全センター情報公開推進局ホームページ

<http://www.joshrc.org/~open/>



# 2005年度役員体制案

議長	天明 佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副議長	浜田 嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
	吉川 照芳	(元労働基準監督官、前置賜労働基準協会専務理事)
運営委員	西 晶 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	西田 隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	原 知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	西野 方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	榎原 悟志	(名古屋労災職業病研究会、情報公開推進局)
	片岡 明彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特別顧問	五島 正規	(衆議院議員)
顧問	鈴木 武夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原田 正純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

# 安全センター情報目次

## 2004年度



## 特集目次

### ■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談／将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

### ■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

### ■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法
- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集／職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

### ■1993年度特集目次

- 4月号 産業界のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害 93

- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーコン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト

### ■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか ①PL法
- 11月号 職場が変わるか ②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか ③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

### ■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集／第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

### ■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法

## 安全センター情報目次

- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2  
1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波  
増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック  
3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正
- 1997年度特集目次  
4月号 改正健康保持増進指針  
5月号 じん肺をめぐる課題  
6月号 化学物質管理の新たな動向  
7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決  
8月号 ダイオキシシンとホルモン様物質  
9月号 労基法施行50周年と労働行政  
10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997  
11月号 人間工学からみた交通事故対策  
12月号 職場のストレス対策  
1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報  
3月号 第9次労働災害防止計画
- 1998年度特集目次  
4月号 全国安全センターの労働省交渉  
5月号 過労自殺の労災認定  
6月号 POSITIVEセミナー  
7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998  
8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策  
9月号 第7回回戻賞表彰式  
10月号 働く女性の健康が危ない  
11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動  
12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ  
1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ  
3月号 中央労働基準審議会の建議
- 1999年度特集目次  
4月号 全国安全センターの労働省交渉  
5月号 焼却場労働者のダイオキシシン曝露  
6月号 働く女性の健康と権利  
7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999  
8月号 労働安全衛生マネジメントシステム  
9月号 2000年問題と職場の安全・健康  
10月号 被災者のための医療機関—アジア  
増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告  
11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準  
12月号 ヨーロッパ労災職業病会議  
1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準  
3月号 労災保険審議会の建議
- 2000年度特集目次  
4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク  
5月号 全国安全センターの労働省交渉  
6月号 労災補償制度改革への提言  
7月号 職場のストレス対策  
8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流  
10月号 第9回回戻賞表彰式／じん肺がん問題の新たな展開  
11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決  
12月号 世界アスベスト会議  
1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策  
3月号 21世紀の労働衛生研究戦略
- 2001年度特集目次  
4月号 なくせ「労災隠し」  
5月号 労働基準行政と情報公開  
6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法  
7月号 「指曲がり症」判決と労災認定  
8月号 機械の包括的な安全基準  
9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001  
10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム  
11月号 安全衛生委員会活性化の提言  
12月号 ILOのOSH-MSガイドライン  
1・2月号 職業病の労災補償  
3月号 情報公開法の活用
- 2002年度特集目次  
4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む  
5月号 情報公開法の活用(続)／VDT作業ガイドライン  
6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出  
7月号 アスベスト被害の将来予測  
8月号 アジア・ネットワーク  
9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002  
10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉  
11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題  
12月号 労災職業病ホットライン／第11回回戻賞  
1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動  
3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年
- 2003年度特集目次  
4月号 改正じん肺法施行規則等の施行  
5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望  
6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告  
7月号 ストレス対策の最新動向  
8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003  
9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉  
10月号 PRTR情報とその活用  
11月号 労災保険の民営化論議  
12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題  
1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題  
3月号 EAP/MAPのエッセンス
- 2004年度特集目次



4月号	労働安全衛生法の見直しに向けて
5月号	多発性骨髄腫初の労災認定
6月号	GAC2004プレイベント
7月号	労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
8・9月号	全国安全センターの厚生労働省交渉
10月号	労災職業病相談マニュアル草稿
11月号	職場のメンタルヘルス対策
12月号	台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
1・2月号	時短・安衛・労災法改正の建議
3月号	GAC2004:世界アスベスト会議

## 2004年4月号 (通巻307号)

2004年3月15日発行 62頁 800円

■特集／労働安全衛生法の見直しに向けて

労働安全衛生法の見直し  
 枠組み論議の活発化に期待  
 ILO/WHO合同委員会と日本の動向  
 全国安全センター事務局長・古谷杉郎 … 2

第13回労働衛生ILO/WHO合同委員会報告 … 11  
 「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」  
 中間報告書 … 21

連載27 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」  
 再び労組で働くチャンスにめぐりあう … 28

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
 石綿対策全国連絡会議第17回総会議案 … 32  
 石綿による健康障害防止対策の推進について … 45  
 日本の石綿関連がんの労災補償状況 … 47

【各地の便り／世界から】  
 製造業、偽装請負の現状  
 一破壊される雇用と安全  
 労働ジャーナリスト・関谷偉 … 52

どこで石綿に曝露したのか？  
 神奈川●中皮腫の労災認定に3年 … 56

トラック運転手の脳出血認定  
 東京●実際の残業は月100時間超 … 58

何のための健康管理手帳？  
 神奈川●合併症の補償に役立たず … 59

石綿疾患患者と家族の会設立  
 全国●全国の患者・家族の支えに … 60

## 2004年5月号 (通巻308号)

2004年4月15日発行 56頁 800円

■特集／多発性骨髄腫初の労災認定  
 初の放射線被爆による

「多発性骨髄腫」の労災認定  
 原子力発電所での補修作業  
 関西労働者安全センター・片岡明彦 … 2

電離放射線障害の業務上外に関する検討会  
 「多発性骨髄腫と放射線被爆との因果関係」 … 12

労災保険をめぐる論点  
 労災診療報酬点数表の構築  
 2004.1.22 日本医師会 労災・自賠責委員会 … 22

労災病院の再編計画  
 2004.3.30 厚生労働省発表 … 27

労災障害等級表の見直し等  
 2004.3.8 労働政策審議会・労災保険部会 … 31

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
 アスベスト―“魔法”から悪魔の鉤物へ … 34

厚生労働省の労働災害防止計画に  
 関する政策評価 … 46

【各地の便り／世界から】  
 両足膝下切断労災裁判解決  
 神奈川●磯田労災9,000万円で和解 … 50

害虫駆除作業で有機リン中毒  
 東京●対策も特殊検診もなし … 52

栃木でも中皮腫の認定事例  
 栃木●電気工事店勤務、46歳で死亡 … 52

続発性気管支炎不支給取り消し  
 東京●2件続けて審査請求で … 53

放置されるじん肺被災者  
 埼玉等●機能しない健康管理・補償 … 54

全ての者に安全・健康な労働  
 世界●4.28 労災被災者記念日 … 55

## 2004年6月号 (通巻309号)

2004年5月15日発行 58頁 800円

■特集／GAC2004プレイベント  
 新たなことを成し遂げるために共に活動しよう  
 全国6か所でアスベスト・セミナーを開催 … 2

アスベストのない世界へ  
 イギリス: ローリー・カザンアレン … 7

公共建築物におけるアスベスト  
 イギリス: ローリー・カザンアレン … 14

アスベストに対する世界の闘い  
 アメリカ: バリー・キャッスルマン … 19

アジア・ネットワークの広がりと  
 ベトナムのアスベスト事情  
 OSH効果の促進に関するハノイ国際セミナー  
 全国安全センター事務局長・古谷杉郎 … 22

連載28 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」

## 安全センター情報目次

これぞあるべき労働組合	28
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
アスベスト被害：健康への脅威はいつまでも	32
2004年度厚生労働省業務運営通達	
監督指導業務運営に当たって留意すべき事項	35
労災補償業務運営に当たって留意すべき事項	42
資料：筑豊じん肺最高裁判決	48
【各地の便り／世界から】	
腰痛・肩こり予防マニュアル等	
ISO/産業疲労研●活用できるツール	54
船員初の中皮腫労災認定	
広島●蒸気船機関室で石綿曝露	55
不払残業代含めた労災保険給付	
愛媛・神奈川●審査官の相反する裁決	57
22年目のじん肺労災認定	
沖縄●沖縄の元ハツリ労働者	58
責任無自覚な大企業担当者	
神奈川●韓国人労災損害賠償交渉	59

**2004年 7月号** (通巻310号)  
2004年6月15日発行 62頁 800円

### ■特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2003年→2004年

- 1 労働災害・職業病の統計データ……………2
- 2 労働災害・職業病の発生状況等……………5
- 3 労働安全衛生対策……………6
- 4 労災補償対策……………8

統計資料……………10  
2003年度労働基準行政関係通達……………35

### ■全国安全センター第15回総会議案

- 第1号議案 活動報告と方針案……………44  
第2号議案 2003年度収支決算案……………47  
第3号議案 2004年度収支予算案……………49  
第4号議案 2004年度役員体制案……………50

安全センター情報2003年度目次……………51  
全国安全センター規約・規定……………57

**2004年 8・9月号** (通巻311号)  
2004年8月15日発行 124頁 1,600円

### ■特集／全国安全センターの厚生労働省交渉

安衛法・労災法改正に向けて根本的な議論を  
政策提言に建設的な対応を期待  
全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ……2  
2004年度厚生労働省交渉の記録……………8  
労働安全衛生マネジメントシステムの

EUの経験と流れ

労研創立83周年記念シンポ講演

労研主管研究員・小木和孝 ……42

過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に

係る検討会報告書……………61

職場における労働者の健康確保のための

化学物質管理のあり方検討会報告書……………71

労働におけるCSRのあり方に関する

研究会中間報告書……………83

連載29 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」

労研の協力を得て腰痛調査……………89

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

フェルナンダ・ギアナージのたたかい……………93

【各地の便り／世界から】

15万人の組合員のなかに！

東京●参加型現場改善運動を……………98

自主管理職場で参加型討論

山形●「農産物加工研究会」でトレーニング……………100

JRで相次いで中皮腫労災

兵庫・千葉●国鉄清算事業団が補償……………103

公務災害認定の誤りさらに明らかに

兵庫●宝塚市指曲がの症訴訟全面勝訴……………105

不支給取り消し裁決で署・局謝罪

東京●続発性気管支炎の不支給問題……………107

振動障害の検査指針見直し

厚労省●検討会の作業に注目・監視を……………108

もうこんな仕事をしないで！

中国●中国豊事情残酷物語……………110

2004年世界アスベスト東京会議

GAC2004●暫定プログラム……………112

**2004年 10月号** (通巻312号)  
2004年9月15日発行 66頁 800円

### ■特集／労災職業病相談マニュアル草稿

労災職業病相談マニュアル草稿

労働組合・NPO等の相談対応者必携

神奈川労災職業病センター・川本浩之 ……2

労災保険一被災者の立場からの提起

労災補償制度改革の視点

春損連九州ブロック連絡協議会・織田晋平 ……18

労災保険制度の在り方研究会中間取りまとめ

—通勤災害保護制度の見直し等について—……………28

平成14年度中央労災補償業務監察結果の概要……………35

連載30 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」

“結婚退職後の私たち”頼末……………48

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】



左官用モルタル混和材中の石綿の含有	52
【各地の便り／世界から】	
定着・発展するPOSITIVE	
パキスタン●トレーナーズ会議も実施	57
「診断確定日」の取り扱いに誤り	
大阪●建設関連の中皮腫相次ぎ	60
40年前の石綿曝露で中皮腫	
神奈川●労災補償に無理解な病院	63
災害から3年目で労災認定	
東京●腰椎椎間板ヘルニア	63
業務用炊飯釜で手首に負担	
東京●亜急性捻挫の労災認定	64
労働者の健康情報の保護	
厚労省●検討会の報告書公表	65

## 2004年 11月号 (通巻313号)

2004年10月15日発行 68頁 800円

■特集／職場のメンタルヘルス対策	
職場のメンタルヘルス対策を立てる	
個人・事務所・グループによる対応	
全国安全センター議長・天明佳臣	2
心の悩み相談ノート	
カウンセラー・R	8
「産業人メンタルヘルス白書」	
取り組みアンケート調査とJMI健康調査から	
(財)社会経済生産性本部メンタルヘルス研究所	23
「職員の心の健康づくりのための指針」について	
2004.3.30 人事院勤務条件局	26
心の健康問題により休業した労働者の	
職場復帰支援の手引きについて	
2004.10.14 厚生労働省発表	28
労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書	36
連載31 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」	
講師料・原稿料での暮し	44
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
ISSA: 2004年北京 アスベストに関する宣言	48
暫定PIC手続への包含再び阻止される	49
【各地の便り／世界から】	
職場のメンタルヘルス講座	
東京●八王子労働安全衛生ネットワーク	52
メンタルヘルス～労働組合の課題	
東京●職場改善から復帰まで	54
CAD作業によるケイワン	
広島●審査請求で逆転労災認定	55
シックハウス症候群労災申請	

神奈川●(財)地球環境戦略研究機関	59
心臓突然死で労災認定	
大阪●過労による「急性心筋炎」	61
建設業で参加型安全衛生活動	
モンゴル●ILO開発のWISCON	62
Safe Jobs, Safe food!	
アメリカ●タイソン・フーズの労働組合	65

## 2004年 12月号 (通巻314号)

2004年11月15日発行 60頁 800円

■特集①／台湾過労死会議	
台湾で行われた国際過労症検討会	
台湾・香港・日本の経験交流と討論	
全国安全センター議長・天明佳臣	2
台湾における職業病認定制度の問題点	
中華民国工作傷害受害人協会秘書長・黄小陵	8
■特集②／新局面迎えたアスベスト対策	
「原則禁止」政令が施行、新局面迎えた石綿対策	
「石綿障害予防規則」の制定も提案	
全国安全センター事務局長・古谷杉郎	7
関連通達、提案と石綿全国連の意見など	
「原則禁止」政令改正から施行まで	13
特化則・安衛則の一部改正	26
作業環境測定・評価基準の一部改正	28
石綿障害予防規則案	30
労働基準法違反の条例がある	
地方自治体等の非常勤職員の災害補償制度	
関西労働者安全センター事務局長・西野方庸	38
連載32 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」	
「ひとり暮らしの戦後史」	46
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
「インドにおけるアスベスト曝露」国際会議	50
【各地の便り／世界から】	
船員保険二例目の中皮腫	
兵庫●一例目と同じ職場の同僚	54
型枠大工の胸膜中皮腫認定	
新潟●30数年前の間接曝露による発症	54
ハツリ労働者のじん肺がん	
沖縄●じん肺がん認定第一号	55
事故後3年目の公務上認定	
神奈川●基金支部のずさんな調査・決定	56
待機時間は含まれない?	
大阪●リムジン・バス運転手の労災不支給	57
Mekong Delta 2004	
ベトナム●歌声と踊りにつままれて成功	58

2005年 1・2月号 (通巻315号)

2005年1月15日発行 100頁 1,600円

■ 特集/時短・安衛・労災法改正の建議

時短・過重労働対策に使用者側が抵抗  
労働安全衛生の枠組み論議は不十分  
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2

今後の労働時間対策について  
2004.12.17 労働政策審議会/労働条件分科会…27

労災保険制度の改善について  
2004.12.21 労働政策審議会/労災保険部会…31

今後の労働労働安全衛生対策について  
2004.12.27 労働政策審議会/安全衛生分科会…34

化学物質等による労働者の健康障害防止に係る  
リスク評価に関する方法及び考え方について  
2004.12 中央労働災害防止協会…41

個人情報保護法関連指針・通達  
雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保  
するために事業者が講ずべき措置に関する指針…51

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を  
取り扱うにあたっての留意事項 ……53

労働時間関連通達  
労働時間の適正な把握のために  
使用者が講ずべき措置に関する基準 ……56

過重労働による健康障害防止総合対策 ……59

全労働省労働組合の見解  
今後の労働安全衛生対策の在り方検討会報告書…64

労働行政の「民間解放」をどうみるか? ……67

連載33 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」  
“英語のできない人の国際集会” ……72

国際市民セミナー:化学物質汚染のない世界  
EUの新しい化学物質規制—REACH ……76

化学物質汚染のない地球を求める東京宣言…57

化学物質管理の限界  
EU化学物質政策の改正  
グリーンピース・ナディア・ハヤマ・ノイホー…78

なぜREACHは労働者の健康のために重要か  
化学物質:社会的健康格差の主要な原因  
ETUC・ローラン・ボーゲル…82

EUの新化学品規則(REACH)案  
TBT通報に対する日本政府コメント ……86

【各地の便り/世界から】  
沖縄安全センターが初参加  
全国●20か所で労災職業病ホットライン ……90

連合四国ブロックと連動企画  
徳島●第1回労災職業病事例検討会 ……92

沖縄在住じん肺被災者支援  
沖縄●ハツリエじん肺死に労災認定 ……93

申請から半年で自殺労災認定  
神奈川●メーカー研究技術者Yさん ……95

35年前の建設現場監督が原因  
静岡●クロドライブが検出され業務上認定 ……96

元防衛庁職員のじん肺認定  
神奈川●海上自衛隊で小型船修理等に従事…97

化学繊維工場で石綿曝露  
愛知●中皮腫で労災認定 ……98

業界の石綿代替化計画公表  
厚労省●計画更新・代替化促進を要請 ……99

2005年 3月号 (通巻316号)

2005年2月15日発行 66頁 800円

■ 特集/GAC2004:世界アスベスト会議  
アスベストのない世界は近い将来の目標  
ともに変化を起こす決意を確認  
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2

東京宣言 ……4

国際建設労働組合組織の共同宣言…10

日本における石綿関連がんの労災補償状況…30

連載34 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」  
都市産業教宣部(UIM) ……36

労働安全衛生法等の一部を改正する  
法律案要綱 ……40

労災保険料率の設定に関する検討会報告書…44

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項…53

【各地の便り/世界から】  
過労死認定基準を引き下げ  
台湾●在野の要求で労働問題審議会 ……56

工業団地の地域影響調査  
タイ●チェンマイでANROAV会議 ……56

参加型アプローチの経験交流  
韓国●ILOワークショップに9か国参加 ……58

内外でGAC2004報告会  
長崎他●全ての場所でアスベスト禁止を ……59

受講の効果を再確認  
東京●第12回労働安全衛生学校 ……60

過労によるうつ病労災認定  
神奈川●設計エンジニアSさん…62

元造船工の胸膜中皮腫認定  
大阪●混在作業でアスベストに間接曝露…63

船舶用冷凍庫でも中皮腫  
滋賀●広範なアスベスト曝露の被害 ……64



# 全国安全センター規約 規定

## 規約

### 第1章 総則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないことと決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の抛出品は、返還しない。

### 第3章 役員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行

## 全国安全センター規約・規定

を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員は任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

### 第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

### 第5章 会計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

### 附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

## 会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

## 購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部 年額10,000円	6部 年額45,000円
2部 年額19,000円	7部 年額49,000円
3部 年額27,000円	8部 年額52,000円
4部 年額34,000円	9部 年額54,000円
5部 年額40,000円	
10部以上 1部につき年額6,000円	

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。





# 緊急シンポジウム

# 石綿と環境曝露

## 現状と今後の対策

クボタが公表に踏み切った以降、石綿は労働環境の問題から、広く環境への問題へ広がっています。環境のアスベストのリスクについて早くから警鐘を鳴らされていた、早稲田大学の村山教授が留学先から、この夏数日間帰国されます。この間、環境のアスベストに関して様々な経験のある、4名のシンポジストによる緊急シンポジウムを企画致しました。関心のある方は、是非ご参加下さい。

日時 8月28日(日) 13時30分～16時30分(13時開場)

場所 東京グリーンパレス「ふじ」 東京都千代田区二番町2番地 TEL 03-5210-4640



●交通のご案内/地下鉄有楽町線麹町駅から徒歩1分  
JR中央線四ツ谷駅または市ヶ谷駅から徒歩6分

### 発言者・内容

1. 村山武彦氏 / 早稲田大学理工学術院 教授  
環境でのアスベスト曝露 「リスクと広がり」
2. 片岡明彦氏 / 関西労働者安全センター  
工場からの環境曝露 「クボタの相談から」
3. 内山巖雄氏  
京都大学工学研究科 教授  
解体・改築時の環境ばく露 「文京区保育園事例」
4. 名取雄司氏 / ひらの亀戸ひまわり診療所  
吹きつけ建物の環境曝露 「文房具店の事例」
5. シンポジウムの主な論点  
低濃度曝露と健康リスクについて / 事例毎に考える / リスクコミュニケーションの重要性 / 必要な健康対策は？
6. 質疑

参加費 1000円

## 主催 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

## 共催 石綿対策全国連絡会議 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

お問い合わせ先 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766 E-mail info@asbestos-center.jp

日時 **9月17日(土) 13:00-17:00**

場所 **全水道会館 大会議室** 東京都文京区本郷1-4-1 TEL 03-3816-4196  
【交通】JR水道橋駅東口下車徒歩2分／都営地下鉄三田線水道橋駅 A1出口徒歩1分

地図裏面

内容 **講演** インガー・シェーリングさん(前 欧州議会議員)



「REACHをめざすもの」

**講演** パール・ロザンダーさん (ChemSec代表)

「REACHをめぐる議論と展望」



▶東京宣言の賛同署名活動についての報告／実行委員会

◎資料代1,000円 ◎逐次通訳

日本では環境ホルモンやダイオキシン問題は終わったかのような発言が目立ちますが、化学物質による人の健康や生態系への悪影響をどのようになくしていくのかは、重要な課題です。

今、欧州連合(EU)では、予防原則を取り入れた画期的な化学物質規制案(REACH)が審議されています。この新規制案が制定されれば、欧州だけでなく、世界中の化学物質管理のあり方に大きな影響を与えることは間違いありません。

私たちは昨年11月にREACHに関する国際市民セミナーを開催し、「化学物質汚染のない地球をめざす東京宣言」を採択しました。現在、その賛同署名活動に取り組み中で、9月には日本政府に提出する予定です(\*)。

本年も9月に、化学物質問題について国際的に取り組んでいる前欧州議会議員とNGOの代表のお二人をお招きし、現在、REACHに関し欧州議会で議論されている内容と今後の展望について、ホットな報告をしていただきます。

REACHに関して初めての方の参加も歓迎します。より多くの皆さんに参加していただき、化学物質汚染のない社会のあり方をともに考えたいと思います。

- ▶申し込み **事前にFAXかe-mailでお申し込みください。**(先着150名。裏面に申し込み欄)
- ▶対象 本セミナーの参加者は市民を想定しています。  
事業者・企業向けには9月16日(金)にWWFジャパン主催のセミナーが予定されています。
- ▶問合せ・事前申込み先 Tウォッチ TEL&FAX 03-5836-4359 e-mail: comeon@toxwatch.net

【主催】化学物質汚染のない地球をめざす東京宣言推進実行委員会

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階 TEL&FAX 03-5836-4359 <http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/tokyo/>

【有害化学物質削減ネットワーク(Tウォッチ) ◆ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議  
化学物質問題市民研究会 ◆WWFジャパン ◆全国労働安全衛生センター連絡会議】

【協力】エコケミストリー研究会

どうなるEUの新化学物質政策

REACHをめぐる議論と展望

\*「化学物質汚染のない地球をめざす東京宣言」賛同署名活動は8月末に集約予定ですので、ぜひご協力下さい。  
署名用紙(個人、団体)は事務局へご請求下さい。ホームページからのオンライン署名もできます。

本セミナーは平成17年度地球環境基金の助成を受けて開催されます。



# 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881  
E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター E-mail etoshc@jca.apc.org  
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター  
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会  
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター E-mail k-oshc@jca.apc.org  
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948
- 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター E-mail KFR00474@nifty.ne.jp  
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 TEL(025)228-2127 /FAX(025)228-2127
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会  
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会 E-mail roushokuken@be.to  
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議  
〒601-8015 京都市南区東九条御堂町64-1 アンビナス梅垣ビル1F TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター E-mail koshc2000@yahoo.co.jp  
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp  
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会  
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp  
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp  
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター  
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp  
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター E-mail npo eoshc@ybb.ne.jp  
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)34-5667
- 愛媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室  
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079
- 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター  
〒780-0011 高知市薮野北町3-2-28 TEL(088)845-3953 /FAX(088)845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp  
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177
- 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター  
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階) TEL(097)567-5177 /FAX(097)503-9833
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp  
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 E-mail aunion@po.synapse.ne.jp  
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp  
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432  
(オブザーバー)
- 福島 ● 福島県労働安全衛生センター  
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内



